

議事日程（第3号）

平成30年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

（一般質問通告一覧表）

7	3番 八代 輝幸	1. 安心・安全のまちづくりについて ①高齢者や障がい者に優しい町づくりに関して、JR高鍋駅に「エレベーター」の設置について伺う。 ②学校体育館に冷暖房の設置について伺う。 ③外来種ヤンバルトサカヤスデの駆除・対策について伺う。	町 長 教育長	
		2. 災害時用備蓄食品の有効活用について ①災害時の備蓄量は、どのような災害を想定して、何人の人に何食、どのようなものを用意されているのか伺う。 ②賞味期限を迎える備蓄食品は、どのように有効活用され、また、その有効活用の割合を伺う。	町 長	
		3. 「死亡手続き」一元化について ①先進事例を参考に「おくやみコーナー」の開設について伺う。	町 長	
		4. 道路行政について ①主要地方道宮崎高鍋線と町道前古場・大谷線との交差点は交通事故が多いと聞く。信号機の設置について伺う。 ②町道道具小路・小鶴線の道路上の白線が消えている。早めの対策について伺う。 ③町道大峯村（3）線（中鶴公民館の側）は道幅が狭い上に、電柱が出ていて車両の通行が困難である。対策を伺う。	町 長	

8	5 番 松岡 信博	<p>1. 高鍋町地域防災計画について</p> <p>①台風 2 4 号の高鍋町の被害で学んだ今後の防災対策について。</p> <p>②高鍋町地域防災計画が作られた目的と経緯について。</p> <p>③重要水防区域と災害危険箇所の指定地区について。</p> <p>④避難準備や避難勧告の避難指揮系統の確立のための連絡体制について。</p> <p>⑤被災世帯や障がい者を持つ世帯の防災無線端末機の普及率や告知・配布方法について。</p> <p>⑥水害被害地区の報告・対処の方法・水害防止対策工事の優先順位について。</p> <p>⑦小丸出口 2 班等、毎年水害がでる地区の防災対策対応について。</p> <p>⑧河川堤防・水門の管理について。</p> <p>⑨風水害時の消防団の任務について。</p> <p>⑩新田原自衛隊の台風被害の協力要請の支援協定について。</p> <p>⑪災害時の九州電力の協力協定について。</p>	町 長	
9	1 3 番 日高 正則	<p>1. 農業の生産経営状況について</p> <p>①農業生産者の経営状況をどのように認識されているかお伺いいたします。</p> <p>2. 台風の支援対策について</p> <p>①支援対策等は、どのように考えておられるかお伺いいたします。</p> <p>3. 施設園芸農家の支援対策について</p> <p>①中核農家の新規施設建て替えについて、支援対策等はどのように考えておられるかお伺いいたします。</p>	町 長	
			町 長	
			町 長	

10	14番 杉尾 浩一	<p>1. キヤノン開業後の町内への経済波及効果について</p> <p>①キヤノン開業後の町内事業者への経済波及効果の展望を伺います。</p> <p>②現在の地域別のキヤノン従業員数と将来の新規採用者数を伺います。</p> <p>③町内事業所へのキヤノン従業員を含めたお客様に対するもてなしは、どの様にして展開していくのか、町から商店街、飲食店街への提案等があるのか、例えばキヤノン歓迎イベント等の予定はあるのか伺います。</p>	町 長	
		<p>2. 町主催及び共催イベントの今後の展望について</p> <p>①町内外からの誘客を行うための音楽、演劇、各種イベント等の今後の展望について伺います。</p> <p>②高鍋城灯籠まつり、鍋合戦、キャベツ畑のひまわり祭りの各来場者数を伺います。</p> <p>③鍋合戦、キャベツ畑のひまわり祭りの終了の経緯と、それに代わる誘客イベントの予定を伺います。</p> <p>④高鍋城灯籠まつりにおいて台風等の天候による順延、中止が続いているが、開催時期変更検討の予定を伺います。</p> <p>⑤公益につながる事業を実施する団体に対し補助金を交付する「たかなべ未来づくり事業」がありますが、各事業への参加人数及び費用対効果、今後の各団体の独立的展開が望めるかを伺います。</p>	町 長 教育長	

11	10番 古川 誠	<p>1. 高鍋町の教育ビジョンについて</p> <p>①高鍋町が目指す教育ビジョンと児童・生徒像について。</p> <p>②コミュニティ・スクールの取り組み推進について。</p> <p>(1)コミュニティ・スクールの概要、活動内容、成果について。</p> <p>(2)学校支援地域本部について。</p> <p>(3)コミュニティ・スクール普及のための広報活動について。</p> <p>(4)教職員や保護者へのコミュニティ・スクールの趣旨の理解、浸透、研修などについて。</p> <p>(5)コミュニティ・スクールのこれからの課題について。</p> <p>③地域学校協働本部について。</p> <p>(1)学校支援地域本部との取り組みの違いについて。</p>	町長 教育長	
		<p>2. 自治公民館活動について</p> <p>①自治公民館加入率について。</p> <p>②若い世帯への自治公民館加入促進について。</p> <p>③今後目指す自治公民館像について。</p>	町長 教育長	
		<p>3. キャリア教育について</p> <p>①キャリア教育の必要性和具体的な取り組みについて。</p> <p>②今後実施予定の事業について。</p> <p>③学校支援地域本部コーディネーターとの連携について。</p>	教育長	
12	1番 田中 義基	<p>1. 31年度当初予算編成方針について</p> <p>①昨年度・今年度と、施政方針にもとづき取り組まれてきた施策の達成状況を鑑みられた結果、この方針作成について、具体的にどのように指示をなされたのか。</p> <p>②新たな財政的対応が必要となるかもしれない、次に記した個別の事項について、配慮した編成方針内容の示し方がなされているか。</p> <p>(消費税増税、保育園存続、県域JA構想、元号の変更)</p>	町長	

	<p>2. 会計年度任用職員制度について</p> <p>①法改正によるこの制度導入の趣旨をどう理解・判断されているか。</p> <p>②関連条例等の上程など、この制度の導入にともなうスケジュールはどうなるか。</p> <p>③制度導入前後で、町に採用されている、あるいは採用される臨時・非常勤職員の労働条件は、これまでとどう変化するのか。</p> <p>④制度導入により、どのような検討すべき問題の発生が予想されるか。</p>	町 長	
--	---	-----	--

出席議員（14名）

1番	田中 義基君	2番	永友 良和君
3番	八代 輝幸君	5番	松岡 信博君
6番	後藤 正弘君	7番	黒木 博行君
8番	黒木 正建君	10番	古川 誠君
11番	中村 末子君	12番	春成 勇君
13番	日高 正則君	14番	杉尾 浩一君
15番	緒方 直樹君	16番	青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	川野 和成君	事務局長補佐	岩佐 康司君
議事調査係長	鳥取 真弓君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			河野 辰己君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長			横山 英二君
地域政策課長	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長	鳥井 和昭君
町民生活課長	山下 美穂君	健康保険課長	宮越 信義君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	杉 英樹君

上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君      教育総務課長 …………… 野中 康弘君  
社会教育課長 …………… 稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（青木 善明） 日程第1、一般質問を行います。

1 2日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、3番、八代輝幸議員の質問を許します。

○3番（八代 輝幸君） おはようございます。傍聴席の皆様には、早朝より大変お疲れさ  
まです。9月の台風24号で被害に遭われました方々に心からお見舞い申し上げます。

最初の質問は、きのうの7番議員と一部ダブりますが、御了承ください。

それでは、さきの通告書に従いまして4項目質問しますが、最初は、安心・安全のまち  
づくりについてお伺いします。

1点目は、高齢者や障がい者に優しいまちづくりに関して、JR高鍋駅にエレベーター  
の設置について、地域住民の方々から要望が上がっておりますので、この件に関しまして  
お伺いいたします。

過去の一般質問でも、高鍋駅舎に関することはたびたび質問されてきており、高鍋駅は  
1947年に建てられた木造モルタルづくりの駅舎で、建ってから71年が経過してあり  
ます。近年になって、日豊本線の川南駅や日向市の駅、延岡市の駅など整備が進み、きれ  
いな駅に変貌を遂げております。高鍋駅だけが取り残されたような気がしておりますのは、  
私1人だけの取り越し苦労でしょうか。

ことしの3月議会の一般質問で、8番議員が高鍋駅及び周辺の整備について質問されま  
したが、このときの町長の答弁は、現時点では駅舎の改修に限定するのではなく、周辺施  
設との一体的な整備を進めることが有効であると判断との答弁をしております。

しかし、駅の利便性を考えると、町民からは、いまだにエレベーターの設置や階段の手  
すりなどを要望する声が上がっています。

そこで、ことしの5月27日に公明党の参議院議員が高鍋町に来ましたときに、JR日  
豊本線高鍋駅のバリアフリー化について、1点は、JR川南駅のようにスロープ方式にな  
らないか。2点目は、高鍋駅構内の階段に手すりを取りつけてもらえないか。3点目は、  
少しお金がかかるが、エレベーターの設置はできないのかという3点にわたる事項をお尋  
ねしましたところ、次のような答えが返ってまいりました。

利用者3,000人以上の駅のバリアフリー化を優先して取り組んでいる。利用者数  
3,000人未満の駅についても、地域の実情に鑑み、高齢者、障がい者等の利用の実態  
を踏まえて、可能な限りバリアフリー化することとしている。

高鍋駅は利用者数3,000人未満の駅、平成28年実績1,590人であり、現時点では、JR九州からの補助要望はありません。まずは、地元自治体とJRとの間で、整備内容や費用負担についてよく話し合っていた上で、国土交通省としても必要な対応を検討してまいりたいと考えておりますという内容の返事がありました。

エレベーター、スロープ、階段、手すりは、いずれも鉄道駅にバリアフリー設備として整備する場合、国の補助の対象となるということでもあります。川南駅のように、スロープと構内踏切をあわせたバリアフリー化を実施する場合、安全面に配慮する必要があると考えられるとの答えが返ってきております。

そこで、ぜひとも、河野参議院議員の答えの最後にあります、まずは地元自治体とJRとの間で、整備内容や費用負担についてよく話し合っていた上で、国土交通省としても必要な対応を検討してまいりたいということに関しまして、JR高鍋駅の利便性、安全性、さらにはJRの利用率アップにつながると思われるエレベーターの設置について、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目は、学校体育館に冷暖房の設置についてお伺いします。

近年、地球温暖化の影響によるものと思われる気温の上昇は、夏季に限らず、5月から10月にかけて異常とも言える暑さとなって、気温が30度を超す日が頻発し、さらにこの酷暑に加え、PM2.5や光化学スモッグなどの大気汚染の問題もあり、早急に対策を講じなければならない状況となっております。

このことから、児童生徒の熱中症予防など児童生徒の健康面への配慮や、児童生徒が意欲を持って学べる学習環境への改善などを図るため、小中学校に空調設備を整備する必要が高まっております。また、近年の異常気象は全国各地で大きな災害をもたらしており、災害に対する備えが重要となっております。

本町では、小中学校の体育館を避難所としていることから、災害発生の際に、高齢者や乳幼児などが安心して避難できるよう空調設備を整備しておくことは、防災機能の強化にもつながると思います。

国の補助金、交付金については、平成28年度まで全国的に耐震化改修工事が行われていたことなどから、優先順位の低い空調設備の整備事業については、交付されない状況が続いていたとのことでもあります。

今後は、全国的に老朽化に伴う改修事業、長寿命化事業が多くなる見込みであり、補助対象事業として採択がされるかは見通せない状況とも言われております。

上記に申し上げましたように、厳しい状況の折ではありますが、小中学校体育館に冷暖房の設置について、今後どのようにお考えか、教育長にお伺いいたします。

この後は発言者席から、3点目の外来種ヤンバルトサカヤスデの駆除・対策についてから、2項目めの災害時用備蓄食品の有効活用について。

1点目、災害時の備蓄量は、どのような災害を想定して、何人の人に何食、どのようなものを用意されているかについて。

2点目、賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用され、また、その有効活用割合について。

3項目めは、死亡手続一元化について。

1点目、先進事例を参考に、おくやみコーナーに関しまして、高鍋町では、故人に関しての手続はどのくらいの手続きがあるのか。

2点目、担当課が違うときには、申請人が全て回ることになるのか。

3点目、おくやみコーナーの開設につきまして、見解を伺います。

4項目めは、道路行政について。

1点目、主要地方道宮崎高鍋線と町道前古場大谷線の交差点は、交通事故が多いと聞く。信号機の設置についてお伺いします。

2点目、町道道具小路・小鶴線の道路上の白線が消えている。早目の対策についてお伺いします。

3点目、町道大峯村（3）線、中鶴公民館のそばは、道路が狭い上に電柱が出ていて、車両の通行が困難である。その対策をお伺いします。

こういった項目について、発言者席からお伺いしてまいります。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。お答えいたします。

エレベーターの設置につきまして、町担当部局とJR九州宮崎鉄道事業部とで定期的な話し合いの場を設けており、その中で議員のおっしゃる川南駅のような平面交差方式の安全性やエレベーターの設置についても、協議検討をしているところでございます。

本町といたしましては、エレベーターの設置などバリアフリー化を考慮した駅全体の改修と、駅周辺の整備を含めた幅広い視点から、整備計画を立案していかなければならないと考えております。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。おはようございます。お答えいたします。

学校体育館への空調設備の設置についてでございますが、議員がおっしゃるように、学校体育館は災害発生時には避難所としての機能を有することから、避難所のための適切な温度管理など、良好な生活環境を確保することが求められています。

しかしながら、設置に当たっては、空調設備の設置、施設の断熱化や光熱水費の維持経費の増大等、多大の予算が必要となります。

現在、先ほどお話もありましたけれども、児童生徒は日々学習している各教室棟の空調設備も、かなり老朽化しております。当面は、各学校の年次的な設備更新を優先して実施してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。3点目についてお伺いします。

外来種ヤンバルトサカヤスデの駆除・対策についてお伺いします。



ことしの9月から、町内をくまなく回る機会があり、この中で町民の方々から、ヤンバルトサカヤスデのバケツの中に入っていた死骸を見せてもらい、駆除する方法はないのかとの声が多く聞かれました。

ヤンバルトサカヤスデのことにしましては、数年前に後藤議員が一般質問されたことがあり、ヤンバルトサカヤスデの生息地にも現地調査した経緯があります。この件につきまして、「お知らせたかなべ」に対応策が掲載されたことがありますが、いまだに数多く生息情報があるようです。

ヤンバルトサカヤスデは、農作物に被害を与えたり、人をかんだり刺したりはしないが、時には異常発生し、おびただしい数で集団移動したり、壁や塀によじ登ったり、家屋の中に侵入したりすることから、非常に不快感を与えるために不快害虫とされています。

ヤスデの蔓延は、生息地域から庭木等の移動や堆肥等の移動とともに、卵や幼虫が人為的に運ばれることが最も大きな原因であると言われていています。住民の方々からは、天気の良い日には余り見かけないが、夜になると集団で移動し、家の中にもすき間があれば入ってくるので、気持ちが悪くなるとの声もありました。

そこで、再度お伺いしますが、根本的な駆除・対策はないのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。お答えいたします。

ヤンバルトサカヤスデにつきましては、現在、牛牧・市の山・中尾・小並地区など、町内西側の台地を中心に発生している状況です。

御質問のありました根本的な駆除対策につきましては、農地や私有地の山林などにも大量のヤンバルトサカヤスデが生息しているんですけれども、残留農薬等の検査もある関係上、そちらの場所には駆除剤の散布が難しいと、こういうことから、根本的な駆除というのはなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。2点目、お伺いします。

駆除対策がなければ、町全体として防除に取り組む必要があるのではと思いますが、どのような対応をされるのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。

町全体での防除の取り組みですが、現在、年間を通し生息地域を回り、発生状況に応じた駆除剤の散布、また環境整備等を行っております。県や児湯農林振興局への防除等の対応の要望、またネクスコに対しましては、環境整備、駆除剤の散布の実施をしていただいたところ です。

その他発生地区の住民に対しましては、駆除剤を購入する際、町が指定しました駆除剤のうち、年間8袋までを上限とし、費用の50%を町が負担する事業に取り組んでおりま

す。ヤスデの駆除や個体数の減少につきまして、一定の成果を上げている状況です。

今後も引き続き、関係各機関、地域住民の皆様と連携し、駆除活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。今後もよろしく申し上げます。

次、2項目めは、災害時用備蓄食品の有効活用についてお尋ねします。

防災備蓄食品は、賞味期限を5年にしているものが多く、定期的に入れかえる必要がありますが、この入れかえに際しまして、廃棄されることがあるとして、地方公共団体における災害用備蓄食料の有効活用について、平成28年1月には、内閣府防災担当、消費者庁、消防長及び環境省連名で、都道府県及び指定都市宛てに通知が発出され、ことしは1月30日の日付で、災害時用備蓄食料の有効活用について、各都道府県・指定都市、防災主管部、消費者行政主管部、廃棄物主管部（局）長宛てに通知が出されております。

既に実施している地方公共団体の取り組み事例を示しつつ、災害時用備蓄食料の更新の際には、食品ロスの削減の観点から備蓄食料の有効活用について検討するよう通知で依頼されております。

我が国では、まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスが、推計で年間621万トン発生しており、食料資源の浪費や環境への負荷の増大に目を向け、食べ物の無駄をなくすよう、社会全体で食品ロスの削減に取り組むことが重要になっています。

このため、消費者基本計画、平成27年3月24日閣議決定に基づき、計画の効果的な実施に関して作成されている工程表においても、食品ロス削減国民運動の推進として、地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど有効活用を図ることを促進することとされています。

そこでお尋ねいたします。

本町におきまして、1点目、災害時の備蓄量はどのような災害を想定して、何人の人に何食、どのようなものを用意されているかお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。本町における災害時用備蓄につきましては、宮崎県備蓄基本指針に基づき進めているところであります。

備蓄目標につきましては、県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定により算定された避難所避難者数をもとに、必要な備蓄数量を算定し、県が3分の1、町が3分の1、各家庭が3分の1、それぞれ備蓄を行うこととしております。

想定される本町の避難所避難者数は9,130人で、1日2食掛ける3日分の食料のほか、必要物資として、毛布、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ等の備蓄目標量を設定しております。

現時点の備蓄状況につきましては、アルファ米が4,996食、乾パンが652食、栄養補助食品が80食、飲料水2リットルを702本、毛布が448枚、マットが216枚、

簡易トイレ47個、その他おむつ等の備蓄を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。2点目、賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用され、また、その有効活用割合をお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。次に、賞味期限を迎える備蓄食品の有効活用についてでございますが、備蓄食品の賞味期限が切れる前に、町主催の、あるいは地区主催の防災訓練や研修会等の参加者に配布をしております。

有効活用の割合につきましては、これまで廃棄処分はしておりませんので、100%有効活用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。次に、3項目めは、死亡手続一元化についてお伺いします。

1点目、先進事例を参考に、おくやみコーナーの開設についてお伺いします。

大分県別府市では、平成28年5月から、死亡に関するおくやみコーナーを市役所内に設置されています。コーナー設置のきっかけは、2015年7月に発足した若手職員による窓口プロジェクトチームの提案です。

別府市では、死亡に関する届け出は、最大13課の60種類を超える書類が存在。故人の条件に必要な手続は異なりますが、悲しみの中、何をすればよいのかわからない人、手続に時間がかかり途中で帰る人や、書類の多さに苦勞する人が多くいたとのこと。全ての手続にワンストップで対応する窓口の設置は難しいため、特に煩雑な死亡手続に特化した窓口設置が提案されました。

別府市のコーナーでは、まずお客様シートに死亡者の氏名や生年月日などを書き込んでもらい、職員がデータを入力すると必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成されます。遺族は、どの課でどんな手続をするのかを記した一覧表をもとに説明を受け窓口へ、死亡者の情報を伝えられた各窓口では事前に準備、体が不自由な場合は、職員がコーナーに出向くこともあります。

届け出の情報は関係課と共有されるため、スムーズに申請できるようになり、受け付け時間も3分の1程度まで短縮、電話での問い合わせにも対応し、遠方に住み来庁できない遺族には、電話で必要事項をヒアリングして書類を一括送付するサービスも実施しています。コーナー開設から既に2,800人以上が利用し、トラブルもほとんどないそうです。

担当者は、現在の当市では、転入、転居、転出など全ての手続のワンストップは難しいが、遺族の心情を考えると、死亡の手続は特別だと話します。葬儀を終えて疲弊した遺族に寄り添い向き合うことで、市民から評判もよく、感謝の声が多く届いているようです。

今申し述べました先進事例を参考に、おくやみコーナーに関しまして、高鍋町では故人

に関しての手続はどのくらいの書類があるのか、お尋ねします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。故人に関しての手続の書類の数ですけれども、主なものとして、年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、税に関する手続が想定をされます。

これらの手続に必要な書類は5種類、約10枚程度と思われます。これ以外に、農業者年金等の加入をされていていらっしゃる方、障がい者の方で手帳をお持ちになっていらっしゃる方など、その方特有のまたものが、また個別に発生すると思います。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。2点目です。担当課が違うときには、申請人が全て回ることになるのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。申請人が全て回られることになります。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。3点目、1回ごとに申請人が説明しなければいけない煩わしさがあるのではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。死亡の届けが提出されますと、死亡者の住民基本台帳に、その情報をまず入力をいたします。その後、亡くなった後の手続が必要な課に、担当課のほうから死亡者の情報等を伝えることで、情報は共有しております。

遺族の方が役場の窓口に来庁をされた場合には、窓口で対応しました職員が、その担当業務における死亡の後の手続について、まず説明をします。同時にほかの課でも、同様の手続が必要であることをその場で説明をし、場合によっては、その課も一緒に同行をします。また、連絡をして、この方の御遺族が見えているということは、その時点で連絡をすることで、次の課に回っていただくという形になります。

それぞれの課で何度も同じ説明をしなくて済むように、担当者同士でそのような情報の共有はしているところです。

また、高齢の方、また御不自由な方等、歩行が困難な場合には、ある一定の箇所にとどまってお待たせいただきまして、担当課の担当者同士で連携をし、そちらのほうに出向いて書類等を書いていただくと、そのような工夫もしているところがございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。つきましては、4点目、おくやみコーナーの開設につきましては、見解をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。只今説明しましたように、担当課同士で連携をとりながら、現在事務を進めております。現在のままで事務を続けていきたいと考

えております。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。別府市では、人口12万人、利用件数は今年度1,500近いと言われております。これを3人の専任者が担当して、大がかりなシステム改修もなし、自前での書類作成と関係部署への徹底によって運用しております。市民の負担軽減への熱意と知恵が行政改革の源であるとの思いが、ひしひしと伝わってくる気がいたします。

大切な家族を亡くしたばかりの遺族にとって、死亡時の行政手続は煩わしいと思われております。そうそう経験するものではなく、戸惑った方も少なくないはずであります。

大分県別府市では、2年前から手続を一元化し、それに係る時間を3割程度短縮させたとのこと。遺族からは感謝の声が届き、自治体の視察も相次いでいるとのことであります。悲しみに暮れる遺族に寄り添った、たらい回しゼロの取り組みが注目を集めております。

次に、4項目めは、道路行政についてお尋ねいたします。

先ほどの1項目の3点目で申し上げましたが、ことしの9月から町内をくまなく回る中で、町民の方からたくさんの要望などをお聞きしました。その中で、何カ所かは、直接担当課にお話ししまして解決したところもあり、住民の方からは大変喜んでくださり、感謝されました。この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

御高齢の女性の方からの要望でしたが、四輪の手押し車、シルバーカーで道路に傾斜があり、見た目にも危険と感ずるところでした。そここのところを何とか直してもらえないかとの相談があり、担当課にお話ししましたところ、素早い対応で、思ったよりも早く解決していただきました。大変にありがとうございました。

この後も道路の問題で、地域住民からの要望であります。

1点目、主要地方道宮崎高鍋線と町道前古場・大谷線の交差点は、交通事故が多いと聞きます。信号機の設置についてお伺いします。

ここの道路は、道路を挟んで向こう側は新富町となっており、県道と町道の交わる点ですので、県側にも話し合っただき、信号機を設置していただき、事故のない安全な交差点を要望されております。今後の対策をお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。信号機の設置についてでございますが、高鍋警察署に確認しましたところ、当該交差点についての要望は上がっていないとのことでありました。要望があれば、今後、交通事故発生状況や交差点・道路の条件等を総合的に判断しまして、信号機設置の必要性を検討するとのことでした。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。2点目です。町道道具小路・小鶴線、マックスバリュの右側の道路上の白線が消えており、早目の対策について要望がありました。ここの道路は結構車の往来が激しいところでありまして、危険除去の観点からも、早目の補修を頼まれま

した。対策をお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。町道道具小路・小鶴線の道路上の白線、いわゆる外側線でございますが、これが消えているとの御質問であります。外側線が消えている箇所があることは、私ども把握をしておるところであります。

町内の外側線やカーブミラー等の交通安全施設につきましては、地区等の要望や道路管理担当課等との協議によりまして、交通安全対策特別交付金を活用しまして年次的に整備を進めているところでございます。

近年は、カーブミラーの要望が多いために、カーブミラーが優先的に整備をしているところでございますが、外側線につきましても、道路管理担当課等との協議の上、できる限り整備のほうを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） よろしくお伺いします。

3点目です。町道大峯村（3）線、中鶴公民館のそばは、道路が狭い上に電柱が道路に出ている、車両の通行が困難なところでもあります。もう少し電柱を下げるなりして、道路を拡張できないかとの要望がありました。今後の対策をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。大峯村（3）線についてでございますが、電柱移設を検討していたところ、関係者の同意が得られずに、現在に至っているところであります。今後は、別の工法を検討していきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 3番、八代輝幸議員。

○3番（八代 輝幸君） 3番。数年前は、高鍋西小学校のそばの道路、町道中嶋中河原線は、電柱が出ていて、小学生の登下校時は大変危険と思うところでしたが、電柱が下がって舗装をやりかえられて、今では大変立派な道路になっております。ここを通る車両はマナーもよく、思いやりの運転をされる方が多いところでもあります。

このような道路になることを住民の方は願っておられると思います。一日も早く道路の整備に着手していただき、通行に支障がなくなることを待ち望んでおられる方々に、希望と喜びを何とぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで、八代輝幸議員の一般質問を終わります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、5番、松岡信博議員の質問を許します。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。おはようございます。朝から傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

それでは、私は11件の項目について、通告に従って一般質問をさせていただきます。質問事項は、高鍋町の地域防災計画についてです。質問の内容が前日とかぶるかもしれませんが、御容赦ください。

ことし9月29日から30日にかけて起こりました台風24号の被害対策を、高鍋町の地域防災計画を参考にして、町長の考えを伺いたいと思います。

近年の台風の経路が、九州に上陸しても暴風域から外れていたため、最近では台風災害の警戒心が薄くなってきたように思います。今回このような大きな災害に見舞われて、改めて自然災害を甘く見てはいけないなと強く感じております。

今回の台風24号は、気象庁の発表によると、中心気圧は950ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は45メートル、最大瞬間風速は60メートルと、皆さんも御存じのとおり、過去経験のない大きな被害をもたらしました。

近年の温暖化により、異常気象に災害が巨大化すると言われております。想定外という言葉が理由にならない時代になったと思います。今後の災害対策のために、しっかりと今回の被害を検証し、それを教訓にして、今後の防災対策をとらなければならないと思います。

高鍋町の地域防災計画に照らし合わせながら、今回は風水害に関しての質問をしていきたいと思います。

それでは、質問1番です。

まず初めに、総括して、今回の台風24号は高鍋町にとってどのようなものだったのか、何を教えているのか。また、このような災害について、今後町長がどのような対応策をお考えなのか伺いたいと思います。

質問の2番です。

高鍋町の地域防災計画がどのような目的でつくられたのか、その経緯を伺います。また、この防災計画は総務課だけでなく、各課全体で統一し、連携した上で、高鍋町の防災の目標として取り組まれていると思います。その取り組みもお伺いしたいと思います。

それでは、3番から11の項目まで質問席にてお伺いしますので、その際、御答弁お願いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

今回の台風24号は、猛烈な風と短期間の集中豪雨により、家屋等の損壊や浸水の被害、また倒木による道路の寸断、長期的な停電など、住民生活に大きな支障が生じる事態となりました。急激な豪雨により土砂災害警戒情報が発表され、その後、小丸川の水位が急激に上昇したため、避難勧告の発令に至りました。雨、風ともに非常に激しいタイミングでの避難勧告となり、早期避難の重要性について改めて認識することができました。

今後、台風24号における災害対策を振り返り、職員の配備体制や避難発令基準等の検証を初め、住民への情報伝達手段の強化、浸水被害の軽減等の各種対策について、順次進

めてまいりたいと考えております。

次に、高鍋町地域防災計画がつくられた目的と経緯についてですが、高鍋町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、高鍋町防災会議が作成する計画であって、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会の秩序と住民の福祉の確保に万全を期すことを目的としております。

次に、各課全体の統一連携についてでございますが、町長を会長とし、町内の防災関係機関代表のほか、副町長、教育長、各課長全員が所属する高鍋町防災会議を毎年開催しております。防災計画修正のほか、本町における防災の取り組みについて協議を行っており、職員間、職場間の連携を図りながら進めているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。それでは、質問させていただきます。

質問3です。高鍋町地域防災計画の中で、重要水防区域と災害危険河川、そして災害危険箇所指定されている地域は何カ所あるのか伺いたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。重要水防区域と災害危険箇所についてでございますが、重要水防区域は、小丸川、宮田川、切原川の3河川に区域が設定をされております。災害危険箇所につきましては、河川9カ所、急傾斜地が21カ所、土石流12カ所、ため池が4カ所、海岸が3カ所の計49カ所を指定しておるところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。高鍋町では、災害が広い範囲で起こるということに大変驚かされております。地域防災計画の中で予測された地域が、毎回被害を受けている現実もあります。

防災マップによりますと、小丸川と宮田川が氾濫した場合、2つの川に挟まれた平坦な地区は、ほとんどが浸水することになります。町民の防災の意識や危機管理のあり方を今後もっと考える必要があると思います。

質問の4番です。今回の台風24号の接近に対して、高鍋町に災害対策本部が設置されましたが、避難準備・高齢者等避難開始の発令、そして避難勧告及び避難指示の発令を出したときの町民への情報の伝達方法はどのようなものだったのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。台風等災害時における避難発令につきましては、防災行政無線放送と高鍋町メール配信により、それぞれの情報を伝達しております。

今回の台風24号では、土砂災害警戒情報の発表による土砂災害のおそれ、及び小丸川の水位上昇による氾濫の危険性が高まったため、該当地区に対しまして、避難勧告さらに避難指示（緊急）を発令いたしました。避難勧告発令の当該地区につきましては、発令時



に総務課職員から個別に電話連絡を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。危機管理とは、まさしく早期の判断、早期の対応にほかならないと思います。台風の情報をいち早く分析して、どうやって町民に伝達するかが大事になります。そして、支援を必要としている人たちの避難を素早く行うことが求められております。

そして、お伺いします。高鍋町の地域防災の計画には、高鍋町が目標にする防災の姿が記されております。地域防災計画第3章の風水害の事前対策、第2項避難誘導活動とありますが、どのような内容なのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。風水害の事前対策の内容についてでございますが、地域防災計画におきましては、浸水災害、土砂災害につきまして、気象予報等により、災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、気象情報の時間軸における警戒、避難対応等について迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めております。

また、大雨や台風接近時の気象情報、河川水位の状況に応じ、事前の行動計画や住民避難発令のタイミングを時間軸に沿って整理しましたタイムラインの作成や、避難発令が遅滞なく行われるよう、国、県から関係市町村長に直接電話等により連絡を行うホットラインの構築など、国、県、市町村及び関係機関が連携しまして、災害対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。私が理解したことは、河川が氾濫をするような浸水危険区域や土砂災害警戒区域の住民には、いち早く情報を伝えて避難をしてもらう努力をするという決意が述べられているように思います。

そこで伺います。危険対象地区や災害危険区域に、早期避難をするための情報伝達手段はとられているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。危険対象地域や災害警戒地区への情報伝達手段の確保についてでございますが、土砂災害警戒区域や浸水区域に対しましては、防災行政無線、戸別受信機の無償貸与を優先的に行いまして、当該世帯に避難情報が伝わるよう、配備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。一部の被災世帯や障がいを持つ世帯に、防災無線の端末機が無料貸し出しが行われているということは聞いております。その端末機の普及率と、ど

のような方法で告知されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。防災行政無線戸別受信機の普及率と告知方法についてでございますが、戸別受信機の配置世帯数につきましては、平成30年12月10日現在で、797世帯、普及率は町内全体の9.2%となっております。

戸別受信機の無償貸与に係る告知につきましては、広報たかなべへの掲載や地区回覧チラシの配付、防災訓練時におきまして、参加者などに配布するなどの周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。地域防災計画が、高鍋町の生活の安心安全を守る手引とするなら、せめて浸水危険区域や土砂災害警戒区域、そして障がいを持ち、避難に支援が必要な方、避難に時間がかかるひとり暮らしのお年寄りに、危険情報をいち早く伝えなければならぬと思います。

そのためには、今話されました防災無線の端末機の普及率を上げる努力をしなければならぬと思います。そのための目標をしっかりと立て、計画的に必要な世帯に貸し出しを行っていったらどうかと思います。その対策をどう考えられているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。防災行政無線戸別受信機の設置につきましては、平成28年度から5年間で整備を進める計画で、平成28年度に560台を購入をいたしております。現在、100台近くの在庫が残っておりまして、まだ思うように配備が進んでおりません。

29年度以降、貸与の申請が少なくなってきましたので、土砂災害警戒区域や浸水区域で配備されていない世帯に対しまして、申請を待たず、こちらから戸別受信機の貸与を勧めて、配備を促進しているところでございます。

今後とも、戸別受信機の普及、啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。本当に必要な世帯に、防災無線の端末機が行き届いているのか、配付方法をしっかりと検討していかねばならないと思います。

防災対策に具体的な行動計画を持つということが、何より大事だと思います。浸水危険区域や土砂災害警戒区域には、早期避難の手段として、ぜひとも積極的に防災無線端末機の普及をしていただきたいと思います。

それに、もう一つ大きな対策として必要なのは、非常時の情報をいかに早く、多くの町民に知らせるかが課題になります。

現在使われておりますJ-ALERTの防災放送では、室内にいる人たちには届きにく

い難点があります。ましてや、台風の際、窓を閉め切った状態では、聞き取れるはずがありません。

そこでお伺いします。有事や災害のときの避難指示や避難指揮系統の確立のために、町民に広く伝達する連絡体制や連絡方法の今後の目標や対策に有効な考えがあるのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。今回の台風24号では、大雨・暴風時に避難勧告及び避難指示（緊急）を発令をいたしました。そのような場合、御指摘のとおり、防災行政無線の屋外スピーカーからの放送は、ほとんど役に立たない状況となりますので、先ほど申し上げますように、戸別受信機の配置や高鍋町メールの登録促進など、情報伝達手段の多重化対策を進める必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。役場からの各地区の公民館長へ、個別の連絡が届いていることは聞いております。その後の町民への連絡対応が途切れてしまっていると思います。

これからは、現実的な対策として考えなければならないと思います。災害のときの緊急連絡のため、行政事務連絡員や自治公民館の組織の連絡網を利用した防災連絡システムをつくり上げることが真剣に求められます。

各地区の公民館が、災害のときの連絡手段に協力する組織として災害協定を結び、非常時のために皆が協力し合うことが大切だと思います。それに、避難の際、支援が必要な要支援者の人たちの連絡には、民生委員の組織を生かすべきだと思います。

災害のときの避難指示や避難勧告、避難指揮系統を確立するために、町民が総力を挙げて、地区公民館の連絡体制を充実させるべきだと思います。そのように行政の連絡指示がスムーズに運ぶように、町民の統制を図るべきではないかと思います。

役場職員の限られた人数で、有事の際の連絡には限界があります。高鍋町の緊急連絡システムの中に、民間の組織を取り入れることにより、町民の防災への意識の向上を図ることができると思います。そして、自治公民館活動の意味や意義を再確認できるのではないのでしょうか。

緊急連絡網の訓練は、手間や費用がかかりません。年に何回か訓練を行うことで、緊急時の災害に備える意識が生まれるのではないのでしょうか。

それぞれの公民館ごとに、できるところから少しずつ災害協定を結ぶことがいいと思います。段階的に積み上げるように体制を整えることが大事だと思います。現時点で高鍋町において、災害時の連絡手段はこれが早道ではないかと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

梅雨時期の大雨や台風の被害で、毎年浸水被害の報告を受けている地区はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。お答えいたします。

毎年というわけではございませんが、浸水を受ける地区につきましては、小丸出口を初め、数地区ございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。梅雨時期の大雨や台風の被害を受けた地区から報告を受けて、どのような対処を行ってきたでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。パトロールや通報を受けた後に現場を確認し、関係機関への連絡や通行規制等を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。水害防止のための対策工事の優先順位はつけられているのでしょうか。つけられているとすれば、どのように決められているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。対策工事につきましては、宮越樋管への排水機場の設置などは優先順位が高いと考えられますが、その事業規模、内容等により、すぐに着工できないものもございますので、対応可能なところから着工しているようにしております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。繰り返される水害に、町民は不安を抱えて生活をしております。行政に頼るしかない現実です。高鍋町全体の防災対策工事に、計画性を持って取り組んでいただきたいと思っております。

日本の国民として一生懸命働き、高鍋の町民として責任を果たすために、町民税や固定資産税などの税金を払っております。

また、国は国民に平等に生活できるよう、自治体に地方交付税を交付しております。たとえ原因が自然災害であろうとも、行政は町民の生活を守る責任があるのではないのでしょうか。

私が調査しました地区の衛生公社前の小丸出口の2班も、今回の台風被害で、床下・床上浸水の被害を受けた地区です。小丸出口2班の住民は、梅雨どきから台風の時期まで、年3回の水害に悩まされております。それが、向こう四、五年の間、毎年繰り返されると言われます。

前回の町長選挙の折に、町長も地区訪問において、この小丸出口2班の現状を住民から聞いていると思います。

ここで質問をいたします。小丸出口2班のこの現状をどう思われているのか。水害が毎年起こる地区が手つかずになっていることについて、町長はどのようなお考えを持っているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。小丸出口の浸水被害については、よく承知しているところです。その浸水対策を実施するために、国土交通省に排水機場設置を要望し、仮設ではございますが、排水ポンプを設置していただいております。

しかしながら、この排水ポンプでは抜本的な対策ではございませんので、現在も議員の皆さんと一緒に、排水機場設置の要望を強く行っているところでございます。

今後も国土交通省への排水機場設置の要望をさらに強めて、早期実現を図りたいと思っております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。それでは、宮越排水ポンプの質問をしたいと思います。

小丸地区、宮越地区、大池久保地区の水害対策の長年の課題であり、悲願でもあります。宮越排水ポンプの排出機能を果たす、現実的な排出量はどれぐらいなのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。現在、国土交通省宮崎河川国道事務所において配備されております、仮設の排水ポンプが毎秒1.25トンであります。目標規模の内水害対策に対して床上浸水被害を解消するためには、排水機場の新設と道路かさ上げ等が必要となり、必要な排水量は毎秒3.9トンでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。宮越排水ポンプの大型化により、どれほどの世帯が水害に守られることになるのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。目標規模の内水に対して浸水が想定される戸数は約200戸。床上浸水被害を解消することを目的に計画されております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。ポンプの大型化により、予算はどれぐらいかかる予定でしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。国土交通省に問い合わせましたところ、毎年要望をいただいているところではございますが、現時点で事業化がされておらず、予算はわかっていないということです。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。ポンプの大型化が実現するには何年かかるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。御存じのとおり、国土交通省の事業としておりますので、国土交通省によりますと、現時点で事業化がされておらず、着手時期、完成する時期については決まっていないとのことであります。

町としましても、国土交通省にさらに要望を強め、早急な整備をお願いしていきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。高鍋町において、水害被害を根本的に改善するには時間がかかることは理解しております。だからといって、被害危険箇所がそのまま放置されているということはどうかと思います。

毎年水害被害に悩んでいる小丸出口の2班の住民の希望は、年3回もの水害の被害が少しでも改善されることを願っております。まさしく防災減災の考え方です。

今回、読んですばらしいと思いましたが高鍋町の地域防災計画が目指している町に早くなるよう、地区住民の要望する防災減災の実現を、行政は前向きに努力をしていただきたいと思います。

また、私が今回調査した地区は、小丸出口6班、国土交通省前の水路の三方張りの希望です。それと、宮越団地の側溝の工事の要望が出ております。

今こそ災害がたび重なる住民の声に耳を傾け、計画的な対応をするときだと思えます。ぜひとも防災対策の工事に向けて、前向きな努力や宮越排水ポンプの大型化の取り組みに、今後とも引き続き努力していただきたいと思います。

それでは、質問いたします。

重要水防の樋門は、小丸川に7カ所、宮田川に10カ所、切原川に3カ所、合計20カ所と聞いております。河川の水量が危険水位になったとき、水門を閉じる作業が行われますが、どのような判断基準で何カ所の水門を閉めるのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。水門の閉鎖については、各水門ごとに判断することとしております。基準は、内水と外水の水位とあわせて、水が河川に流れていることを個別に判断して、開閉作業を実施しております。

危険水位という言葉がございましたが、危険水位にならなくても、水門の開閉作業は各水門において実施するところがございます。

御存じのとおり、高鍋町の地理的条件で、例えば小丸川が河川危険水位に達したときには、河川危険水位に達する前に、小丸川の水位が内水より高くなりますので、その時点ではもう既に宮越樋管については閉めている状況になっていると考えております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。水門を閉じるということは、堤防の決壊を防ぐために苦渋の決断だと思います。水門が閉まれば、町中の水が逃げ場をなくし、あふれてしまいます。御存じのとおり内水面が上がり、水害となります。そのときの町民の避難のタイミングが重要になります。

そこで質問をいたします。

河川の水量をどのような計測方法ではかり、避難指示や避難勧告が発令されるのか。そ

の判断基準、規定はどのようなものか。

それから、避難を判断する基準として、小丸川や宮田川にかかる橋の橋桁に、水量計の目印をつけたらいいのではないかという意見があります。誰が見ても危険水位がわかるようにすれば、早期の自主避難が可能になるのではないかということです。そのことも含め、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。小丸川や宮田川の水位については、国や県の防災情報により、10分間隔でのデータを確認することができます。河川によって定められています各判断水位と、その水位の上昇ぐあいや上流ダムの放流等を勘案して判断しております。

橋桁への水位が見られる量水標の設置についてでございますが、現在、小丸川など数カ所に設置してありますが、基本的には、洪水時には堤防に近づかないような啓発になっているところでございますので、町が出します避難情報等に基づいて避難をお願いしたいと考えております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。町民の早期避難のために、いろんな知恵を出さなければいけないと思っております。

次に、宮田川の堤防の管理点検は、宮崎県だけが行っているのか、高鍋町は行っていないのか伺います。

あわせて、宮田川の宮田橋や光音寺橋から脇地区方面の堤防は、いまだに舗装がされていません。防災道路の位置づけとしても、堤防の舗装工事の実現へ向け、県への働きかけをどのようにお考えか伺います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。宮田川の管理点検につきましては、河口から式本松橋までが国土交通省の直轄河川となっております。式本松橋から高鍋防災ダムまで、これが県の管理となっております。防災ダムから上につきましては、町管理となっております。

宮田川の堤防の未舗装区間ですが、堤防の道路は管理用として設置されているものでございます。しかしながら、地域の方々から、散歩に使用するなど舗装してほしいという御意見をいただいております。県への舗装要望を行っております。今後も要望を続けていきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。それでは、台風災害のときに、消防団の任務はどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。台風災害時の消防団の任務についてでございます

が、消防団任務につきましては、避難情報や注意喚起の広報、避難誘導などの避難支援活動を初め、浸水箇所における土のう積み、倒木撤去などの簡易な道路啓開などの作業、被害状況の本部への報告、ゴムボートによる救出活動など、本部要請や団幹部の指揮により、さまざまな活動を行っていただいているところでございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。今回の災害は、倒木や土砂崩れによる道路の通行どめが相次ぎました。そのため、地区の消防団の見回りの大切さを思い知らされました。台風被害の状況の確認や、通行どめの原因である倒木や竹の撤去作業などを、消防団員の皆さんの協力なしにはできないことを痛感いたしました。

それに、水門が閉まったときの内水面の上昇を抑えるために、消防団のポンプ車を全車両集めて、排水活動ができないかとも思いました。

火事だけでなく、水害のときにポンプ車を活用できないか。現在あるものを利用して、災害を少しでも少なくできないか、いろんな角度から考えるべきではないかと思います。

それでは、続きまして、新田原自衛隊の台風や災害時の協力要請の協定関係はどうなっているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。自衛隊災害派遣要請につきましては、自衛隊法に基づき実施するものでありまして、協定等は締結はしておりません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。法律で自衛隊派遣の規制がかけられているということですので、仕方がありませんが、やはり常に新田原自衛隊との協力関係をつないでいく必要はあると感じております。

それでは、最後になりましたが、今回の台風災害で停電が広範囲に起こり、多くの町民に不安を与えました。停電の場合の行政と九州電力の協力体制はどうなっているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。災害時の九州電力との協力体制についてでございますが、九州電力との間で協定等は締結はしておりません。台風時におきましては、九州電力の災害対策組織の設置及び廃止、停電の状況報告などについて、九州電力のほうからファクスや電話にて情報をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。今回の台風で、高鍋町全域に停電が長く続きました。そんなとき、高鍋町の広報車が活動すると、町民は安心するのではないかと思います。停電のための避難先や停電の状態など状況を知らせることで、町民は精神的に助かるのではな



いかと思います。

今回の台風災害で不自由な生活を体験して、改めて普段当たり前に感じているインフラやライフラインがいかにかにありがたいことなのか、わかったような気がします。そして、非常事態の対応や役場職員の大変さもわかったような気がします。

高鍋町の立地条件は、小丸川と宮田川の2つの川に挟まれ、水害の多い町です。今後は、減災の対策を実際の行動計画に移さなければならないと思います。水害に悩む人たちの痛みや苦しみをわかろうとするのは行政の責任です。高鍋町が積み立てている基金とは、このような対策のために使われるものではないかと思います。

文教の町、福祉の町、石井十次先生の精神を受け継ぐ町とするなら、困っている人たちの声を真摯に受けとめ、手を差し伸べることが、私たち公人としての責任ではないでしょうか。

自然災害はいつ来るかもわかりません。どこに起こるかもわかりません。私たち議員にできることは、一つずつ高鍋町の地域防災計画に記されているように、計画的に住みやすい町に、安全な町に変えていこうという訴えをすることだと思います。そういう努力をすることではないかと思います。議員と行政が、しっかり町民の生活に寄り添えるよう協力していかなければなりません。

私のこの一般質問が、少しでも高鍋町の町民のためになるよう願って、質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで、松岡信博議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入らせていただきます。11時25分より再開いたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、13番、日高正則議員の質問を許します。

○13番（日高 正則君） 傍聴席の皆様、ありがとうございます。今回の11月に皆様の真摯の御支援、御支持をいただき、高鍋町議会議員選挙に初当選させていただきました。この御恩に報いるため、全力で高鍋町の活性化に取り組んでまいります。常に町民目線で、また現場第一主義を原点とし、研鑽と実績を積み、元気な高鍋町を目指し、皆様のお役に立てるよう、努める所存でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告どおりお聞きしていきたいと思ひます。

まず初めに、農業の生産経営状況について。町長は、町の基幹産業は農畜産業だと言われておりますが、農業生産者の経営状況をどのように認識されているか。

それから、2つ目、台風支援についてでございますけども、各議員お伺ひしております

けども、重複するかと思いますが、支援対策等はどのように考えておられるか。

3番目、施設園芸農家の支援対策についてでございます。中核農家の新規施設建て替えについて、支援対策等はどのように考えておられるか、この中核農家というのは、40代から50代の生産者のことを私は言うておるわけでございまして、非常に築30年以上のハウスを持っておられる方ございまして、非常に園芸の生産に非常に引っ張っていただいております町内の農業を引っ張っておられる方でございますので、どうしてもこの新規施設の建て替えに御所見をいただきたいというふうに思っております。以上の件を町長にお尋ねいたします。詳細については、自席から質問していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。まず本町における農畜産業の経営状況についてでございますが、本町では、多くの農家で水稻が作付され、露地野菜につきましては、県内トップの生産量を誇るキャベツや白菜のほか、カンショなどが主に生産されております。また、畜産業では、肉用牛やブロイラーの産出額がそれぞれ20億円を超えるなど、農業算出額の中でも特に大きな割合を占めております。経営の課題といたしましては、水稻につきましては、減少する米消費への適切な対応、露地野菜については、天候不順による収入減少や輸入野菜増加による価格の下落問題など、施設園芸については重油代の高騰や老朽化した施設の更新経費、高額な高度栽培技術導入費用など、畜産業においては、素畜費の高騰や生産コストの増大、TPPイレブンや日欧EPA、日米TAGによるかつてない国際市場開放の影響、緊迫する家畜伝染病対策などといった深刻な問題をそれぞれが抱えていると認識しております。さらに、今後少子高齢化が進むにつれ、担い手の高齢化と労働力不足がさらに問題となってくるものと考えているところでございます。

次に、台風災害に対する支援につきましては、前日にも答弁しておりますとおり、今回の支援につきましては、主に2つの補助事業がございまして、産地活性化総合対策事業と被災農業者向け経営体育成支援事業になります。

次に、新規施設建て替えの支援策についてでございますが、ハウスの建て替え費用につきましては、生産者の皆様にとって非常に大きな負担であると考えております。今回の台風で倒壊したハウスは20年以上前に建てられたものが多かったようで、今回の支援事業により、建て替えをされる生産者の方もおられます。このように条件が有利な国の補助事業を活用していただくなどして、ハウスの建て替えを行っていただきたいと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 高鍋町の概要は、2016年の資料であります。高鍋町の農業は、農業産出額ベースで宮崎県内13位となっております。高鍋町の農業において、耕種農業の割合37.1%、畜産農業の割合は61.9%となっており、農業産出額で見た高鍋町の農業は、耕種農業と畜産農業の両方でバランスよく構成されていると思っております。農

業産出額でいいますと、耕種で30億1,000万円、畜産では50億3,000万円であります。そこで、畜産部門でお聞きしたいと思っております。まず、肉用牛の雌牛導入等、町ではどのような補助事業がありますか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。肉用牛の雌牛導入に係る町の事業内容ですけれども、まず、優良雌牛導入事業補助金がございます。これは県内各地域の子牛品評会におきまして、1等賞以上の繁殖素牛または宮崎牛繁殖雌牛保留導入対策協議会で選定されました認定牛を導入する場合に、導入額の20%以内を補助するものでございます。1頭当たりの上限額が15万円となっているところでございます。

また、町独自の貸付制度といたしまして、大家畜導入貸付資金がございます。こちらのほうは、無利子の貸付制度となっております。年度1人当たり2頭以内、1頭当たり80万円、貸付期間は5年以内となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。平成30年の12月期、子牛競り市が7日、8日と開催されました。その結果を申しますと、2日間の合計で雌子牛350頭、去勢子牛462頭で、合計の812頭でありました。価格では、雌子牛80万4,481円、これは税込みでございます。去勢子牛84万8,461円であります。前回10月期の子牛競り市成績よりも雌子牛はプラスの8万312円、去勢子牛プラスの2万8,783円であり、良い結果だと思います。皆さんご承知のとおり、子牛価格の高い価格、安い価格は、血統の構成で決まっていると言っても過言ではありません。そこで、母牛の更新が必要となってくるわけでありまして、高鍋地区に9歳以上の母牛が15%を占めております。頭数にして110頭以上おり、更新しなければならないのであります。なぜ、9歳以上を更新しなければならないかの理由でございますけれども、肉牛、枝肉成績が5等級、4等級の割合が年齢が上がっていくほど肥育成績が5等級、4等級の割合が低下してくるというデータがありますので、これは児湯畜連、JA、行政とも一緒になって農家の指導を行っておるところでございます。そこで、優秀な素牛を購入する場合、高い価格を出さなければ、ならないわけでございます。数字で示せば、1頭が100万円、110万円、120万円、130万円という価格で今流通をしておるわけございまして、農家負担が大きいのであります。したがって、町としても助成金の今課長から答弁のありました15万円とかいう金額でございますけれども、もう少し増額をしていただけないかというふうに思っております。皆さん、今子牛価格が高いからいいんではないかということは常に思って、町内の方思っておられるかもしれませんけれども、現状は、80万円で売れても120万円、130万円の素牛は買わなきゃいけないということになりますと、それだけ自己資金が50万、60万円と要るわけです。したがって、もうけ分がなくなっていくわけです。ですから、そこ辺の支援を町としても、お願いはできないかということ

伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。その補助金の見直しについてでございますけれども、高鍋町は県内でも15万円という数字は低い数字ではないというふうには考えておるんですけども、議員が申されていることも重々承知しておりますので、JA児湯管内の3町で高鍋、木城、新富になるんですけども、そちらのほうで3町畜産振興協議会というのをつくってございまして、その中でもこういった雌牛導入に係る補助金の見直しについて、毎回協議を行っているところでございます。今後まだそういった協議の中で、いい方向に進むことができるよう、また協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今課長が申しました3町畜産協議会の組織、これは私も知っておりますが、実際3町での価格、補助金の価格、これが違いがあるんですか。木城、新富、高鍋ですよ、それをちょっとお伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。高鍋の場合が、15万円になります。新富町のほうも同じく金額は15万円なんですけれども条件のほうがちよっと異なっております。新富の場合は品評会で1等賞以上、あと競り価格が100万円以上の牛という条件がついております。木城町のほうがちよっと細かく分かれてございまして、郡の品評会で優等賞とあと県の認定牛が導入が20万円、自家保留の場合が15万円、1等賞のものが導入が15万円、自家保留が10万円、2等賞が導入が10万円、自家保留が5万円という条件となっております。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今課長のほうから答弁をいただきました。ぜひとも、この3町の助成金額、これを、児湯農協は3町でございますので、同じ生産者でございますから、金額をそろえていただきたいというふうに思っております。これは、私が現職のときもそういうことで3町にお願いをした経過がありまして、それはいろいろあれから年数がたっておりますので、いろんな事情でそういうふうになっておると思いますが、できましたら、金額をそろえていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。また、これは、フォローアップでまた伺いますので、よろしく願い申し上げます。

次に、導入助成金の条件、これをちょっと伺いたいんですが、高鍋町、木城町では、県内または児湯地区連導入しか認めていない、新富町では、県外導入でも認めている、そういうことを聞いておるんですけども、実際そのような状況ですか。

それでは、なぜこういうことを言いますかと言いますと、今、子牛競りが年間8回あってございまして、8回の児湯地区連主催の郡品評会が開催されておるわけです。昔は、私も

現職のときは、昔は宮崎県の家畜改良事業団の種牛の産子しかこの品評会には出されなかったわけです。これがもう何十年と続いてきました。しかし、ここ3年前に改定をしたわけです。児湯地区連主催の郡品評会の出品資格も3年前に見直しを行っておるとのこと。それから、県外牛の種雄牛の子牛でも、出品できるようになっていますので、条件の見直しをしたいのですが、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。導入条件につきましては、議員が申されておりますとおり、若干3町でばらつきがございます。議員が申されますように、JA児湯管内の3町が条件をそろえていくことが必要であると、私も考えておりますので、これから生産者の皆さんの御意見もお伺いしながら、また3地区畜産協議会のほうで協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ひとつ課長よろしくお願い申し上げます。また、これもフォローアップをまたしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、次に町内の養豚農家の支援について伺っていきたくと思います。現在、町内に5戸の農家がありまして、母豚頭数が今1,310頭、雄豚が52頭飼養されていると思います。これは私が先日調査しておりますので、間違いないと思っておりますが、この頭数でいきますと、2017年の肉豚の販売高、これは、8億6,000万円と推測されるわけでございます。この9億6,000万円の数字は、頭数が2万7,510頭の1頭当たり3万5,000円という算出でございます。

この2万7,510頭というのは、この1,310頭が年間に肉豚を出荷する頭数、これを21頭で換算しております。あとでまた言いますが、そういう数字です。それと、3万5,000円というのは、70キロの500円をしております。この昨年から3年ぐらい前までは、非常に高価格で豚価は推移したわけでございます。現在、今の価格は、上物で450円、あちこちです。そういうことで年間500円したろうというふうに思っております。そういうことで今9億6,000万円という金額を出したわけでございます。現在の養豚技術は、昔は2回転すればよかったですけど、今はそうじゃなくて、分娩回転率が年に2.3から2.5回転しまして、分娩頭数が23頭から25頭であり、母豚1頭当たりの肉豚出荷頭数は21頭以上であり、母豚の更新も年に40%しなければ、この技術の維持ができないものであります。負担が大きいのであります。数字で示せば、年間更新頭数、これは1,310頭のあれですけど、524頭、更新1頭当たりの単価が、今8万円ぐらいするんです。子豚が、更新金額が4,192万円以上になります。したがって、これが毎年要るわけです。この金額が。だから、非常に農家の負担が大きいわけでございます。今後1、2年の先には、母豚頭数が2,000頭以上になる計画もありますので、以上の理由から、導入助成を考えていただきたいと思っておりますが、お伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。素豚導入の助成につきましては、近隣自治体では、日向市さんのほうが補助事業を行っているようでございます。こういった先進自治体の状況等また調べたり、県のほうとも相談しながら、また今後の検討課題とさせていただくとともに、また3町畜産振興協議会の中でもまたちょっと相談してみたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ひとつよろしく申し上げます。これは、養豚農家の要望でもあるわけです。私にも来ておりますし、何とか、今回議員になりましたので、何とかお願いしたいという要望も来ておりますので、ひとつ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

次に、台風の支援対策についてでございますが、これは、各議員、お伺いしておりますけど、重複するかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。台風24号でビニールハウス、畜舎など被災し、大雨による冠水で、トマト、ズッキーニ、キュウリ、ピーマン、キャベツ、白菜、大根、カボチャなどの被害がっております。また、作物の品種を変更した農家もおられるわけでございます。復興するには、苗代、肥料代、ビニールなどの資材等、二重の経費が投入しておるわけでございます。収入が年明けになる農家もおられます。今回は被害規模が大きく、農家の経営意欲が失われる状態でもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、3点ほどお伺ひいたしたいと思ひます。

まず初めに、畜産における牛舎、豚舎、鶏舎の修繕等について、牛舎やらの屋根とか、豚舎の屋根、それと鶏舎も壊れた鶏舎も町内にはあります。したがいまして、このような修繕については、どのような対策がありますか、お願いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。昨日の答弁でもお答えしたのですが、牛舎と豚舎につきましては、a l i cのほうを活用して、主にそちらのほうで対応を考えております。鶏舎が経営体育成支援事業のほうを活用して営農再開に向けた支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 私も、農家につきましては、このようなことで、お伝えをしていきたいというふうに思います。

あと、2番目、私の地区、羽根田、青木でも、畑、水田の畔が壊れたりして、13カ所ぐらい被害に遭っております。今年から、私の地区が多面的事業に加入しましたので、今回はこの予算で修繕を行っております。しかし、この事業から外れる畑、水田、用水路、排水路の修繕はどのようになるのか、お伺ひいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。多面的から外れるエリア並びに多面的のほうは、目安としまして13万円以下の修繕予算で対応するところは多面的になるんですけども、それを超えて40万円以内のものは町の単独の予算で復旧に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ひとつそういうことで、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから3つ目、ハウスの中の定植された苗が冠水し、だめになるわけです。冠水してそれとまた露地野菜の苗が水に流されたりして、被害を受けております。苗などについての支援はどのような支援がありますか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。苗代の補助につきましても、昨日申し上げたですけども、産地活性化総合対策事業のほうで対応を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ひとつよろしくお願いを申し上げます。

最後に、施設園芸農家の支援対策についてということで、先ほど演壇でも申し上げましたとおり、新規就農とか、後継者とかいうのは、ハウスを建てるにつきましても、補助事業とかいろいろ手厚い施策があるわけです。しかし、この40代、50代の中核農家のハウスの新規建て替えについてでございますが、非常に築30年以上の経過をしておるわけです。したがって、古いわけです。生産者から言われるのは、自己負担のできるだけ少ない制度資金はないのか、大体今10アール当たり1,200万円以上の費用がかかっている現状だと思っておるわけでございます。私なりにこの制度資金を調べましたが、事業名では産地パワーアップ事業、これは国の補助で事業費が2分の1以内ということだと思いますが、しかし、これには県と町の助成金がないわけです。したがって、農家負担が半分あるということで、非常に厳しいわけです。それと、強い農業づくり交付金も同じようなことで、難しいわけでございます。したがって、生産者の許容範囲というのは、1,200万円かかるとすれば、そのやはり少なくとも3割ぐらいの負担で、ハウスが立てられないかというのが切実な要望でございます。町としての何かお考えはありませんか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。ハウスの老朽化に伴う建て替えにつきましては、施設園芸農家にとりましては、全国的に非常に大きな課題となっているところでございます。今議員が申されましたけども、現在は、産地パワーアップ事業を活用して、当庁でもハウスの施設整備等を実施しておりますけども、この事業は要件が細かく定めら

れておりまして、またあらかじめ産地パワーアップ計画とかも作成する必要がございまして、補助が受けられるのは、この計画に位置づけられている農業者等に限定されているところでございます。また、強い農業づくり交付金事業のほうも内容を見ますと、やっぱり今国のほうも規模拡大とか、法人化等を推し進めているような状況でございまして、なかなか個人の方が利用できるような内容となっていない状態でございます。このような中、国のほうでは、来年度の予算ではあるんですけども、強い農業、担い手づくり総合支援交付金が新たに創設されることになっておりまして、こちらのほうの補助額の上限が1,000万円までに拡大されております。補助率は10分の3となる見込みでございます。個人の中核農家の皆様が利用できる制度なのかというのはちょっと調べている段階でございます。町といたしましては、こういった国の事業を活用される生産者の方に対して、独自の支援ができないか検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今、課長のほうから申されたとおりでございまして、私としましては、この40代、50代の中核農家の要望をぜひとも実現していきたいと思っております。したがって、私も勉強していかなければいけません、町としても、御指導、情報の提供をお願いを申し上げたいというふうに思います。本当に切実な生産者の声でございますので、何とぞひとつよろしく願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。13時より再開いたします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

.....

### 日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） それでは、次に、14番、杉尾浩一議員の質問を許します。

○14番（杉尾 浩一君） 皆さん、こんにちは。新人議員の杉尾浩一と申します。よろしくお願いたします。まず、このたびの台風の被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私は、新人議員としてこの場に立てることを大変喜んでおり、また、責任を痛感しております。よろしくお願いたします。

では、通告に従いまして、質問いたします。大きく分けて2点質問いたします。細かいところは発言者席においてお伺います。よろしくお願いたします。



まず、1点目、宮崎キャノンの開業後の町内への経済波及効果について、町内事業者の疑問点から質問いたします。現在、建築中の宮崎キャノンの高鍋工場が来年、2019年8月に操業予定となっております。開業後の町内への経済面での波及効果はどのように捉えておられるのか、町長に展望を伺います。

2点目、町主催及び共済の各種イベントの今後の展望について、町内外からの誘客を促すための音楽、演劇、祭り、その他各種イベントについて、町長に今後の展望をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。まず、キャノン株式会社誘致に伴う経済波及効果につきましては、前日にも答弁しておりますとおり、現時点で正確な数値の把握は困難でございますが、工場が操業することによる税金などのほかにも、従業員や企業関係者の消費行動により、町内経済へも極めて大きな効果が生まれてくるものと考えております。

次に、町内外からの誘客を行うための各種イベント等の今後の展望についてでございますが、現在、町で開催されているイベントの多くは、民間団体や各種団体、個人が参加する実行委員会等が開催しております。町としましては、各イベントの実行委員会等への参加、後援や協力、イベントによっては補助金の交付等による支援を行っているところでございます。

イベント開催において、さまざまな手法について、手探りの状態からのスタートといった時期に、行政主導により、行政の手法と予算を用いて、大型イベントとして開催することは、民間が資金調達や運営手法に関する力をつけていく過渡期にあっては、大いに意義あったものと考えております。

民間の皆様が多くのすぐれたイベントを開催、運営し、成功をおさめている現在にあつて、イベント開催についての今後の町の役割としましては、民間の皆様が各種イベントを開催しやすい環境づくりを進めていくことが重要だと考えております。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。最初の質問の経済波及効果についてなんですが、担当課においては、どのような見解を持っていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。担当課におきましての経済波及効果についての見方といいますか、そういったものでございますけれども、先日、副町長のほうでもお答えさせていただきましたんですけれども、そのいろんな波及効果を算定するに当たっての産業連関表というものがございましては、そちらを実際のところつくりますと、作成いたしますと、そういったさまざまな波及効果についていろいろはじき出すと、予測することができるということではございますけれども、現時点におきまして、そのような表の作成を行っておりませんものから、正確な数字につ

いて、どのような波及効果があるかということについて、お答えすることができないということでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。わかりました。ありがとうございます。キャノンの従業員の方々と交流が大変重要になってくると思います。おきまして、現在の宮崎キャノンの地域別従業員数、そして来年8月開業に向けての新規採用者数がわかりましたら、よろしくをお願いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。まず、宮崎キャノンの地域別従業員数につきましてでございます。同宮崎キャノンが公表しております、昨年度末の数字でございますけれども、まず、居住する従業員が100人以上の自治体ということ、上げさせていただきたいと思っておりますけれども、多い順にまいりますと、高鍋町が233人、宮崎市から203人、西都市から147人、川南町から111人、新富町から103人というふうになっております。その他の周辺町や県北部の市などからも通勤されておられるというようでございます。

2点目でございますけれども、今回の新工場設置によりまして、新たに雇用される人数でございますけれども、500人の新規雇用が予定されていると伺っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 新規採用者におきまして、これは推定という形になるんですけど、高鍋町に移住もしくは定住という形の可能性が想定されると思っておりますが、これはいかがお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。おっしゃるとおり、500名からなる新規雇用者おられるということですので、議員のおっしゃられるとおり、多分にその可能性はあるというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） わかりました。町内事業者におきましては、キャノン、もしくはその他の誘致企業との有効的なおつき合いをしたいという、皆様の御意見がございます。しかしながら、具体的な指針があれば、特に商店街とか、飲食街の経営者の方々は、迷っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいまして、どうしたらいいのという形で、私に聞かれることが多かったのですが、この点において、具体的もしくは何らかの町としての考え方がございましたら、お聞かせ願えればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今、議員のおっしゃったとおり、誘致企業やその他従業員等の、町内での消費行動も、企業誘致することによって生まれる二次的な波及効果の一つとして捉えているところでございます。

商店街や飲食店等を経営されている方々には、そのような機会を有効に活用し、それぞれの売り上げにつないでいただくことで、町内への企業誘致という、町としての施策の効果がさらに高まるものと考えております。

また、御提案のような町主催による誘致企業歓迎イベント等は予定しておりませんが、町内にあるさまざまな業種の事業者間の連携や、柔軟な発想を持つ民間事業者が主体となった取り組みが継続的に進められることこそが、町全体のにぎわいにもつながっていくものと考えております。

そのようなことから、町内の商業、観光などの各団体からの御意見や商店街、飲食店等からの御提案などがある場合には、意見交換させていただきながら、町としましても、企業誘致をきっかけとした町内経済の循環に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。今、町長がお答えたとおりです。確かに、誘致企業との歓迎イベントというのは、民間で考えればいいんですが、どうしても情報が少ないものですから、どうやっていいかわからないとか、どの時期にやっていいかわからないとかいう意見がたくさんありまして、私も実際のところ、飲食店の経営者でございますが、何をやっていいかというのがわからないというのが、現状でございます。

お答えの中にもありましたように、高鍋町には、商工会議所、観光協会、飲食組合、社交組合、その他さまざまな団体がございます。団体との意見を交わしながら進めていくことが大変重要だと考えておりますが、その予定等はございますでしょうか。よろしく願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今、議員のおっしゃったように、そのような取り組みは大事だと思いますけれども、現在のところそのような予定はございません。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございます。実際のところ、さまざまな町の方たちから意見を聞きますと、誘致企業というのがたくさんございますが、何かよくわからないなという話があったので、そこら辺のことを、町のほうから町内、町外の方にもどんどん説明していただき、メリットはこういうものがあるんだよとか、そういうのをどんどん発信していただければ、私たちもそれに対して、町の方たちとお話し合いができると思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、町主催及び共催の各種イベントについてですが、町内外からの誘客を促すための音楽、演劇、祭り、その他各種イベントとして、先ほど町長に展望を伺いました。担当課のほうはいかがでしょうか、よろしく願いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。先ほども町長答弁させていただきましたとおりでございます。

まず、民間のいろんなさまざまな団体の方々が、今、多くのイベントを開催している現状でございます。高鍋町主催のおっしゃるお祭りとか、そういったイベントというのは、極めて少なくなってきたという現状がございます。

これも、民間のいろんなさまざまな団体の皆様がそういう主催をする能力でございますとか、運営に当たってのいろんな運営費でございます、いろんな開催費用でありますとか、そういったものを調達するだけの力をつけてきているのだなというふうに理解しているところでございます。

このようなことから、そのようなイベントにつきましては、私ども行政としましては、そちらのバックアップのほうに回らせていただいて、積極的な支援をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。それでは、高鍋におきましての主たるイベントが、高鍋城灯籠まつり、鍋合戦、そしてきゃべつ畑のひまわり祭りなどが、ほかにもたくさんありますが、大きなイベントとしてはこの3点が見受けられると思っておりますが、各イベントの来場者数をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。まず、順番にお答えをさせていただきます。高鍋城灯籠まつりからお答えさせていただきます。高鍋城灯籠まつりの来場者数でございますけれども、主催者発表ということでございまして、平成26年度でございますが、1万7,000人、27年度が4万人、28年度が3万8,000人、29年度が5万人というふうになっておりまして、26年度数字の落ち込みが、落ち込みというか、少ないわけでございますけれども、こちらにつきましては、その年、台風の影響がございまして、日程のほうを延期させていただきまして、そして、例年2日間の開催でございましたけれども、これを1日だけの開催とさせていただいた、その影響で来場者数が少ない結果となったということでございます。

次に、西都児湯鍋合戦の来場者数でございますが、こちら主催者の発表によりますと、平成26年度が1万7,200人、27年度が2万人、28年度が1万6,000人、29年度が1万5,480人、30年度が1万6,352人というふうになっていると伺っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。きゃべつ畑のひまわり祭りの来場者数についてお答えいたします。26年度が1万4,500人です。27年度が8,000人、

28年度が1万1,000人、29年度が8,000人、30年度が3,000人となっております。なお、今年度は、30年度につきましては、初日が雷雨であったために、イベント等を中止した関係で、来場者が少ない結果となっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。これほど多くの方たちが各イベントにいらっしゃっています。天気の影響もございますが、ものすごい方たちがいらっしゃっています。特に、高鍋城灯籠まつりは4万人とか、5万人とかいう、物すごい数でございます。それこそ町の人口の倍以上となれば、これは実際のところ、ことしで18回目でしたから、町のイベントとして定着していると思います。

それほど大きなイベントであるにもかかわらず、それぞれ、灯籠まつりはまだよろしいんですが、鍋合戦がことし終了いたしました。きゃべつ畑のひまわり祭りも来年終了となっております。この経緯の説明と、またそれぞれにかわる誘客イベントがございましたら、よろしくをお願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。西都児湯鍋合戦の終了の経緯についてでございますが、鍋合戦は平成20年度に、ひがしこゆ観光ネットワークの事業として始まり、平成24年度から今年度まで、さいとこゆ観光ネットワークの事業として実施されてきました。

口蹄疫発生後の事業実施に当たっては、口蹄疫からの復興というテーマも事業の目的に位置づけ、県の口蹄疫復興関連補助金を活用してまいりましたが、今年度でその補助が終了することになっております。

また、ここ数年は複数の自治体において、参加団体を募集しても集まらず、お願いして参加していただくことが多くなり、非常に苦慮しているという声が強くなってきておりました。このようなことから、今年5月のさいとこゆ観光ネットワークの総会において、今年度をもって終了することが決定されました。

鍋合戦にかわる誘客イベントについてでございますが、さいとこゆ観光ネットワークにおいて、現段階では具体的な提案はありませんが、今後どのようなイベントが、西都児湯の観光集客に資するものとしてふさわしいか検討していくとしており、現時点における次期イベントにおいては計画されておられません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。では、あわせてきゃべつ畑の経緯も、きゃべつ畑のひまわり祭りの終了の経緯についてでございますが、この祭りは染ヶ岡地区環境保全協議会主催で、関係団体と実行委員会をつくり実施されております。

染ヶ岡地区のキャベツ農家が口蹄疫により、堆肥の確保ができなくなり、緑肥としてひまわりを植えつけるようになったことがきっかけで、また、その口蹄疫からの復興の思い

から、きゃべつ畑のひまわり祭りというイベントとして、平成24年から本格的に開催されてきました。しかしながら、実行委員会において、来年が口蹄疫から10年目であることから、これを節目として、祭りとしてのイベントは終了する決定をしたと伺っております。

きゃべつ畑のひまわり祭りにかわる誘客イベントについてでございますが、現段階で、新たな考えは伺っておりませんが、ひまわりの植えつけについては、継続していく意向は伺っているところです。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 今、植えつけを継続していくという形で、ありがたいお話ができましたので、ありがとうございます。

私は、10年以上にわたりまして、高鍋城灯籠まつりの実行委員として、祭りを成功させるために、各団体の皆様とともに努力してまいりました。

御存じのように、台風等、もしくは大雨等によって、たびたび変更、順延等が発生しました。特にことしの場合は、御案内のように、台風によって、祭りの会場自体は全然どうもなかったんですが、その周辺の道路であるとか、町内の方たちのお気持ちを鑑みれば、中止をするべきという形になり、直前に中止が決まったということで、という経緯がございました。

今回、中止によって、時期をずらして、紙灯籠だけの小さな小規模の祭りが実行されました。また、ママンマルシェTAKANABEにおきましては、延期された餃子フェスティバルが、2日間で1万5,000人という人出でにぎわうという快挙もございました。せっかくなら、灯籠まつりの会場で多くの皆様に来ていただきたいということですが、地球環境の変化を考慮しながらですが、開催時期であるとか、開催内容の変更の検討であるとかを、関係団体等の検討会をする予定とか、それに伴う予算措置とかがございましたら、何かよろしくをお願いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今、議員のほうから御案内のございましたとおり、高鍋城灯籠まつりにつきましては、今回台風24号のさまざま被害状況、また道路事情等に鑑みまして、中止とさせていただきます、日を改めまして1日だけ、ちょっと小さな形での灯籠の夕べというのを開催させていただいたところでございます。

おっしゃるとおり、ここ数年の気候の変動とか、そういったものの影響もあろうかと思えます。天候に左右されるイベントでございますけれども、天候に左右されることが多くなってまいりました。

そこで、高鍋城灯籠まつりでございますけれども、実行委員会におきまして、そのようなことを祭り開催時期でございますとか、開催日数でございます、あわせて祭り全体の構成などについても、実行委員会の中で検討いただくように、必要が出てきているというふうに考えております。実行委員会の中で検討いただく必要もあるというふうに考えており

ますので、その際には、町といたしましても、灯籠まつりが町を代表するイベントとして認知されているということを念頭に置きまして、協力、支援をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございます。灯籠まつりにおきましては、最初のころは、本当に数少ない実行委員でもって、大変な思いをしながら始めたという経緯がございます。

実際、現在は、数多くの方がボランティアとしてやってきていただいておりますので、一つ一つの仕事自体は、かかる手間は減ったんですが、その分、何かちょっと義務的に来ているのではないかという方たちもいらっしゃるんで、そこら辺が祭りとして盛り上げていくための実行委員会とか、町のバックアップとかが、もう少し前向きな形で出していただくとうごく助かると思いますし、実際のところ、私が聞くところによると、灯籠まつりには行ったことがないという町民の方がいらっしゃるのも事実でございます。

この点について、質問通告していませんでしたが、担当の方に、いわゆるキャンペーンであるとか、バックアップ体制、特に、灯籠まつりに対してのバックアップ体制とかいうのもあれば、よろしく願います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。今、議員のおっしゃられました、町民の方の中にも、灯籠まつりに来られたことがないという方もおられるということでございましたので、また、実行委員会と話していきたいとは思っておりますけれども、その広報でございます、事前広報とか、そういったものを強化していかなければならないというふうに考えたところでございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、これ結構重要なんですが、公益につながる事業を実施する団体に対し補助金を交付する、たかなべ未来づくり事業というのがございますが、議員の皆様、御存じでしょうか、この事業に対して、これは補助金が出ておりますので、町の事業でございますので、お伺いいたします。

各事業への参加人数及び費用対効果、そして、この事業の目的であります各団体の独立の展開が望めるかどうかをお伺いいたします。願います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。このたかなべ未来づくり事業補助金でございますけれども、昨年度は、3つの団体に対しまして交付をさせていただいております。それぞれの団体、参加人数及び費用対効果につきましては、3つ団体がございますので、1つずつお答えをさせていただきます。

NPO法人海外交流協会でございます。それが行います高鍋町国際交流事業でございますけれども、こちらが延べ1,142人の参加者を得まして、NPO法人野の花館の子どものための舞台公演という事業がございます。こちらのほうが延べ675人の参加。3つ目の団体、NPO法人児湯高鍋ライフセービングスポーツクラブの親子で健康ふれあい広場という事業がございます。こちらのほうが延べ101人の参加がございました。

この3つの事業の実施によりまして、子どもたちの異文化交流の促進でございますとか、体力の向上、文化醸成が図られたものというふうに考えているところでございます。

次に、それぞれ各団体の独立的展開が望めるかについてでございますが、この事業を申請いただきます。その審査の基準内にも、事業の発展性、継続性、将来性といったものが含まれております。審査員の皆様におかれましても、将来性を勘案し審査いただいているところでございます。町といたしましては、将来的な独立的展開を見据え、補助をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございます。この補助事業に対して、お知らせしたかなあたりくらいでしか見ることがないというのがありまして、私も初めて昨年見させていただいて、こういうのがあるんだなということで、内容については割と自由な感じになっておりましたので、もう少し広報活動というか、いろんな団体さんに対して広報していただいて、補助がほしいなと思ってらっしゃるところたくさんあると思うんです。そこら辺もちゃんとケアしていただけたら、いいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、高鍋町にはすぐれた音楽家、特にこの議場を見渡しましても、トロンボーン奏者がいらっしゃいます。ギタリストがいらっしゃいます。ベーシストもいらっしゃいます。そして、津軽三味線の奏者もいらっしゃいます。また、オリジナル曲をギターで弾き語る議員さんもいらっしゃいます。

これほど高鍋町におきましては、音楽家でありますとか、演劇人であるとか、イベントプロデューサーとか、たくさんいらっしゃいます。私も、端っこのほうでございますが、自店におきまして、いろんなイベントを開催したりとかしております。それはプロ、アマチュアにかかわらず、少ない費用でもって皆さんとともに楽しむことができればという形で開催しておりますし、ほかの南町公民館におきまして、月1回ジャズとか、そういうイベントがもう60回以上やられているということは、多分皆さん御案内だと思います。

このように、個人的にやっつけらっしゃる方、たくさんいらっしゃいますが、なかなかそれが外に対して、話がうまく外に回ってないなという気がしております。その活動を多くの町内外の皆様にも知らしめ楽しんでいただくために、町としても何らかの形でバックアップ体制をつくり、イベントを継続的に開催することができれば、高鍋町のイメージアップ、誘客につながるのではないかと思います。見解をお伺いいたします。



○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。町内さまざまな音楽でありますとか、そういうイベントを開催されているということは、承知しているところではございます。

音楽家の方ですとか、演劇人といった方々のイベントに対する町としてのバックアップでございますけれども、さきの町長答弁にもございましたとおり、町として前面に出てそのイベントを開催するというのではなく、後援でございますとか、開催協力、イベントによっては補助金の交付といった、そういった方々が各種イベントを開催しやすい環境を整えまして、また支援していくことが重要だというふうに考えております。

民間主導によりますますさまざまな文化的イベントが開催されることが、町のイメージアップにつながって、また誘客につながっていくものというふうに考えておりますので、そういったさまざまな町内のいろんな民間の団体様が開催されるイベントにつきましては、情報をお寄せいただくなり、私どものほうで集めて何らかの手段で、町内外の方に発信できるようにできたらというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございます。実際のところ、自分たちで発信されていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますが、どうしてもやっぱり偏った形になりまして、どうしても週末だけに偏ったりとかすると、あっちにも行きたい、こっちにも行きたいと思いながら行けないという方もたくさんいらっしゃるというのを、私は見ておりますので、年間のスケジュールにおいて、うまくそれが皆さんに伝わって、プラスいろんなこんなイベントがあるんですよ、こんな音楽聞けるんですよ、こんな演劇が見れるんですよというの、皆さんに知っていただきたいと思っております。特に、高鍋という町はそういう意味において、中心的町であるべきだというふうに私は思っております。

といいますのも、高校も2校あります、大学もあります、ましてや、今なくなりましたが、南九大もあって、学生の方がたくさんおります。学生の方の数がたくさんいるということは、それだけいろんなイベント、もしくはいろんな催しに対して飢えている方たちたくさんいらっしゃると思うんです。何かないかな、何かないかな、平凡な日が続くだけであれば、どうでもいいよねと思っている方が、たくさんいらっしゃると思うんですが、私としましては、できるだけ町民の皆様が楽しんでいただける。楽しんで、お金を落とすようにいただけるような形でもって、経済的な形でもって町全体が潤う、心が潤うような施策もしくは、バックアップ、補助がしていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

ちょっと短いんですが、最後に、私はもともと木城町民でございました。25年間高鍋町内において、飲食業をなりわいとしてまいりました。ここで常にニュートラルな立場で、高鍋町のいろんな状況を見てまいりましたし、いろんな勉強会とか、イベントに積極的に参加いたしてきておりました。

子どものころの木城町民から見ると、高鍋は大変に憧れの町でした。といいますのも、宮交の営業所、高鍋営業所からバスをおりますと、一番街を通っていきますが、電気屋さんがありました。Gパン屋さんがありました。おもちゃさんがありました。いろんな食堂とか、ラーメン屋さんとか、いっぱいあって、とても楽しい町でした。

私が子どものころですから、もう50年くらい前なのですが、そのころというのは、遊びに行くよ、イコール高鍋というイメージだったんです。宮崎まで行かなくても、高鍋で十分遊べた町、楽しめた町が高鍋でした。

とても楽しい町だったという記憶が鮮明に残っております。それほど私は高鍋に対しての思い入れが強でございます。それも、先ほど申しましたように、ニュートラルな立場で見ることができたというのと、高鍋の町がもっともっと楽しくなればいいなという気持ちがありまして、実際のところ、経済活動をやっているところでございます。

通告にはございませんが、高鍋町民からも高鍋町外の方からも、憧れる町高鍋を再生するということについての町長の見解をお願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今、議員のおっしゃったとおり、憧れの町高鍋と言われるような地域にしていかなければならないというふうに思っております。

また、時代時流が50年前とは、非常に大きく変わり、あるいは人の生き方、人の価値観というのは大きく変わりましたし、また経済の状況、あるいは流通業、さまざまな業種、業態が大きく変化した時代でございます。その時代の流れに、その変化、変革の中に今あるというふうに思っております。

その先を読みながら、ちょうど今高鍋町というのは、非常に小さな町でございます。小さな町だからコンパクトというわけではございませんが、その中にどういうすぐれたものを凝縮させていくか、ということが大事であろうというふうに思いながら、やっているところではございます。

今、北はマンマルシェさん、西はキヤノンさん、西は温泉、東は駅の周辺からそして町なかへと、もう一度高鍋の魅力を再生するように取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

本当の意味でのさまざまな人たちが、さまざまな時代の時流の中で、価値を見出される真の意味の計画的に都市計画がされたコンパクトシティ、そのようなものをつくって高鍋にしていかなきゃいけないと思いますが、ただ、一つ人口減少というのが、2040年高鍋町は1万5,000人というのは、間違いなくそのような時代になるというのは、言われているとおりでであろうというふうに思います。そのような中で、議員の皆さんとともに、意見をあわせながら、魅力ある高鍋を再生していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございます。町長の力強いお言葉に大変感

銘を受けております。ありがとうございます。私は強い高鍋、輝く高鍋をテーマとして、議員活動及び経済活動をしながら、再び憧れる町高鍋を皆様とつくり上げていきたいと、強く希望しております。

ありがとうございました、これにて質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（青木 善明） これで、杉尾浩一議員の一般質問を終わります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、10番、古川誠議員の質問を許します。

○10番（古川 誠君） 10番、古川誠です。今回、初めて議会に送り出させていただきました。これから4年間、高鍋町民とともに活動を全力でしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

現在、子どもたちを取り巻く環境は、スマートフォンを初めとするITの爆発的な普及、AIの進化などにより、日々目まぐるしく変化し、その問題、課題も複雑で多様化してきています。

また、地域を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化や人間関係の希薄化などにより、住民どおしのつながりもだんだんなくなってきており、それらの課題に積極的に取り組むことが求められていると思います。

そんな不確実で、未来予測が困難な時代、これからの子どもたちはさまざまな問題を挑戦することで乗り越え、他者と共同しながら未来をつくり出し、課題を解決する力が求められており、そのために、高鍋町としても、未来への明確なビジョンを示し、リーダーシップをとっていくべきだと思います。

これからの教育は、地域の特色を生かし、学校、家庭、地域が育てたい子ども像や目指す学校像をともに考え共有し、一体となって子どもたちを育み、課題の解決に取り組むことが大事だと思います。

そこで、高鍋町教育大綱の中の教育の基本方針に示されています、歴史と文教の城下町たかなべの伝統と地域の実態に即した教育の推進から、質問事項1番、高鍋町の教育ビジョンについて、高鍋町が目指す教育ビジョンと児童生徒像についてお伺いします。

また、同じく教育大綱の教育の重点施策の中に、コミュニティ・スクールの充実とありますので、コミュニティ・スクールについてのお考えも、あわせてお伺いします。

以上、登壇しての質問とし、質問事項1番、高鍋町の教育ビジョンについての詳細及び質問事項2番、自治公民館活動について、質問事項3番、キャリア教育については、発言席にて質問をいたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。お答えいたします。平成30年3月に、今しがた議員からお話がありましたが、高鍋町教育大綱を改定しておりますけれども、この中で本町が

目指す教育の基本方針及び児童生徒像として、先ほど上がっておりましたけれども、大きく3つですが、歴史と文教の城下町たかなべの伝統と地域の実態に即した教育の推進、そして具体的な人材としては、郷土に対する誇りとグローバルな視野を持った、心身ともに健全な人材の育成、そして学校教育、家庭教育及び社会教育の充実と連携による生涯学習の推進、3点を掲げています。それに沿って進めているところであります。

さらに具体的に申しますと、今、カリキュラム、教育課程ですね、それから学校の職員、業務等の見直しによる効果ある学校づくりの研究実践、そして昨日何度かお話ししましたが、福祉課、健康保険課との連携による、トータルな子育ての研究実践などを行うことで、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、現在、地域の皆様の御協力と御理解のもと、着実な歩みを進めております。今後はさらに、先ほど言いましたけれども、指導効果を備えた学校づくりの前提となります。さまざまな形で取り上げられておりますけれども、教師の多忙化への対応等において、具体的な提案が出てないか、そこらあたりを検討しているところでございます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。高鍋町には、誇れる歴史もたくさんありますので、ぜひ多くの生徒児童が学ぶ機会をつくっていただければと思っております。

それでは、続きまして、②番コミュニティ・スクールの取り組みについてお伺いします。

高鍋町では、平成25年度より、県内でもいち早くコミュニティ・スクールを導入し、子どもたちの豊かな学びの創出を行ってきたと思いますが、現在学校が抱える問題は複雑化、困難化してきており、学校と地域はパートナーとして、さらに連携協働していく必要があります。そして、その問題解決のためのコミュニティ・スクールの取り組みの大切さも、全国的に重要性が指摘されています。

そこで、(1)番、コミュニティ・スクールの概要と導入から6年を迎えたコミュニティ・スクールのこれまでの活動内容と成果についてお伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。コミュニティ・スクールの概要についてでございますが、コミュニティ・スクールは学校、保護者、地域住民等がともに知恵を出し合い、協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えていく、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであり、本町では、平成25年度から制度を導入しているところでございます。

次に、これまでの活動内容と成果についてでございますが、導入当初から子どもの登下校の安全見守りや花壇整備、図書室の図書整備等を、地域住民の協力を得ながら活動しており、その成果といたしましては、子どもたちが地域の方と触れ合うことによるコミュニケーション能力の向上や、地域への理解、関心が深まること。

一方、地域住民はみずからの経験を生かす場を持つことで、生きがいつくりや自己実現につながることなどの成果があるものと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。少しずつではありますが、着実にコミュニティ・スクールは進んでいると思います。

続きまして、（2）番、学校支援地域本部についてお伺いします。

只今説明をいただいた、コミュニティ・スクールを推進していくのに欠かせない取り組みが学校支援地域本部事業だと思いますが、学校支援地域本部の概要と、現在の学校支援地域ボランティアの活動実績についてお伺いします。

また、ボランティア登録の中で、一番登録数が多いのが、先ほども言われました、子ども安全見守り隊だと思うんですが、そちらのボランティア登録数の推移はいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。まず、学校支援地域本部事業の概要についてでございますが、学校支援地域本部事業は、学校、家庭、地域住民等が連携して、子どもを育てる体制を整えることを目的に、学校からの求めと、地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするものでございます。

次に、ボランティア活動の実績についてでございますが、安全見守り隊が毎日の登下校の時間に活動していただいているほか、学校図書室の飾りつけ、図書読み聞かせ、花苗植えなどのボランティア活動を行っていただいております。

次に、見守り隊の登録者数の推移についてでございますが、地区から名簿提出のあった方は平成28年度287名、29年度309名、30年度212名となっております。ただ、個人で自主的に交差点などに立って、活動をされている方も多数おられますので、実数はさらにふるものと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ありがとうございます。現在のボランティア数は、昨年度からちょっと下がったということですけど、実際は活動している方がたくさんおられるということで、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部は一体的に推進していくことが望ましいと思いますので、これからもよろしくお願いたします。

そして、その学校支援地域本部事業を支えている地域のボランティアの方々ですが、その地域の方々をお願いしておりますボランティアは、どのように募集をしておられるんでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。子ども見守り活動につきましては、5月

の自治公民館連絡協議会の総会時に、公民館長へ活動への協力をお願いをしております。

また、図書の読み聞かせボランティアにつきましては、学校のPTA総会で募集しているほか、町ホームページでボランティア活動全般に対する募集を行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。公民館やPTAを通して、またホームページで募集をしているということですが、私も高鍋町のホームページの中にあります、ボランティアの申込用紙を見ました。

私もそうですが、なかなか自分が自信を持って人に教えられるもの、また自分に何ができるかというのは、自分自身ではわかりにくいものですし、自分からは言いにくいものです。そこで、町のホームページで過去のボランティア活動を紹介するページなどがありますと、それぞれの活動を見たり、見た人からまた内容を聞いたりして、それが自分もできるのかと、登録を考える人もふえるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。ボランティア活動につきましては、定期に発行しておりますコミュニティだより、東区、西区それぞれたよりなどで紹介をしておりますけれども、議員がおっしゃるように、より多くの方々に活動を知ってもらうために、町のホームページに掲載することも検討してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ぜひホームページなどを活用していただいて、活動を紹介していただいて、またボランティアをふやしてほしいと思います。

続きまして、（3）番、コミュニティ・スクールの普及のための広報活動についてお伺いします。コミュニティ・スクールの先進地であります、東京都杉並区などでは、活動の普及のために、教育委員会が冊子などをつくり広報を行っておりますが、高鍋町はそのような活動は行っていますでしょうか、状況をお伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。現在、普及のための冊子は作成しておりませんので、先ほどお答えしました、町ホームページでの活動実績の掲載なども含めまして、広報活動について、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） やはり、知ってもらうということがまず一番大事だと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

続きまして、（4）番、教職員や保護者へのコミュニティ・スクールの趣旨の理解、浸透、研修などについてお伺いします。

コミュニティ・スクールを浸透、推進していくためには、地域の方や保護者の協力はもちろんですが、教職員の皆さんの理解と協力、意識改革も不可欠です。しかし、近年、教職員の多忙化なども社会問題になっており、先生方もなかなかそこまでは、時間を割けない状況にあると思います。しかし、コミュニティ・スクールの取り組みが進めば、将来的には、教職員の多忙化の解消にもつながっていくものだと思います。

ですので、教職員や保護者への啓発、普及は必須だと考えます。そこで、現在、教職員や保護者へのコミュニティ・スクールの趣旨の理解、浸透のために行っている研修などあればお伺いします。

また、事業を行った後の振り返りもとても大切だと思います。ボランティアをしていた地域の方々に意見を聞き、今後の活動をさらに実りあるものにしていくためには、計画を実行した後の評価と改善が必要です。いわゆるP D C Aサイクルがとても大事です。

そこでお尋ねします。ボランティアをしていただいた方を集めての会議などを行っている現状はありますか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。町教育委員会では、毎年、高鍋町コミュニティ・スクール合同研修会を開催しまして、学校運営協議会の委員、教職員の希望者、PTA役員に参加をしていただき、本町のコミュニティ・スクールの現状と課題の整理を行っております。

また、事業を行った後の振り返りということですが、西区の学校運営協議会では、昨年度から、学校運営協議会の拡大会議として、地域ボランティアの代表と、各地区の公民館長、各地区の見守り隊代表の方々に集まっていただき、意見交換を行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。本当、周知、研修、ボランティアの方々の意見というのは、とても大切だと思うので、またこれからも引き続きよろしくお伺いいたします。

それでは、（5）番、コミュニティ・スクールのこれからの課題について、コミュニティ・スクールの取り組みが始まって6年目を迎えますが、活動を促進していくための課題などあればお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。コミュニティ・スクールが始まった当初からいたしますと、その取り組む活動はふえておりまして、担う役割は重要なものとなっております。

現在、取り組んでいるものを継続、そしてさらに推進するためには、ボランティアの後継者の確保、それから、先ほど議員も申されました、ボランティアに対する研修、そして、

制度を周知するための広報活動が必要であると考えております。

また、その一方で、新たな取り組みにつきましても、学校や保護者、またボランティアの方々の負担がふえることもございますので、子どもたちにとって、真に必要であると思われる取り組みかどうかといったところを精査することも、今後の課題であると考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。さまざまな課題もあると思いますが、コミュニティ・スクールを推進していくことで、また解決できる問題もあると思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

最後に、ちょっと私の子どもが持って帰ってきたプリントなんですけど、社会教育課が今度主催します、高鍋町ジュニア・リーダークラブ集まれ高鍋っ子というプリントなんですけど、こういうやはり年代を超えた児童生徒の取り組みということも、大変素晴らしいと思いますので、またこういう取り組みも進めていただければと思います。

それでは、次に、③番、地域学校協働本部についてお伺いします。

文部科学省は、学校支援地域本部事業をさらに進めていくために、学校支援地域本部を、地域学校協働本部に移行し、取り組みの推進を図っていますが、現在、高鍋町はどのような状況でしょうか。またこれから高鍋町も、事業名称を地域学校協働本部に変えていく予定があるのかも、あわせてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 学校支援地域本部と、今申された地域学校協働本部の違い的なところもあるんですけども、学校支援地域本部というのは、文字どおり、地域が学校を支援するという、一方向での支援を中心とした活動ということでございます。

国においては、学校支援地域本部の課題として、それぞれの活動ごとにコーディネートがなされて、横の連携が必ずしも十分ではなかったとか、あと持続可能な体制がつけられていない場合が多いことを課題として上げられております。

その発展した仕組みとして、地域学校協働本部というのが、今現在うたわれているんですけども、これも文字どおり、協働ということで、個別の活動の総合化、ネットワーク化を図り、連携・協働へ移行するというところでございますので、学校支援地域本部を発展させた形が、地域学校協働本部ということになるろうかと思っておりますので、今後こういった名称の移行も含めて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。高鍋町は、コミュニティ・スクールも導入しているということで、ほかの地域よりかは移行が進んでいるとは思いますが、また引き続きよろしくお願いいたします。



これから、学校と地域が協力し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくためには、先ほどの説明の中にもありましたが、支援から連携・協働、個別の活動からネットワーク化へと、組織を発展していくことが、とても大事です。コミュニティ・スクールの取り組みがさらに充実し、地域とともにある学校づくりが進んでいくことを期待いたします。

それでは、続きまして、質問事項2番、自治公民館活動についてお伺いいたします。

コミュニティ・スクールの推進、これから高鍋町を元気にしていく上でも、とても大切で、私がこれから力を注いでいきたい活動でもあります公民館活動の活性化ですが、現在、人と人とのつながりの希薄化や、少子高齢化などにより、高鍋町も例外なくその活動が縮小してきているように思います。

そこで、①番、現在の高鍋町住民の公民館への加入率と過去数年の加入率の推移をお伺いします。また、それぞれの地区によって加入率の違いはありますか。そちらについてもお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。自治公民館の加入率についてですけれども、それぞれの公民館全てにおいて加入戸数を把握しておりませんので、具体的な数字についても把握できておりません。それと、加入率の推移につきましても、把握はできておりませんが、日ごろからの公民館長さんたちとの会話の中での情報から判断いたしますと、ほぼ横ばいだと考えております。

それから、地区による加入率の違いですけれども、単身の方とか、若い夫婦の方が住まわられているアパートが多い地区につきましては、比較的加入率が少なく、昔から住んでおられる方が多い地区につきましては、加入率が高い傾向にあると思われまます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。なかなか公民館に加入率を調べるのは難しいということですが、現状を把握することも大事だと思いますので、また公民館長などと連携をとってよろしくお伺いいたします。

つきましては、②番、若い世帯への自治公民館加入促進についてお伺いします。

現在、少子高齢化が進む中、公民館活動の活性化のためには、若い世帯の公民館活動への参加を促していくことはとても大事で、加入を促進していく上でも、加入のメリットを伝えていくことも必要だと思います。

自治体によっては、ホームページで加入の促進やメリットの説明、住民の声を掲載し、現状の把握に努めているところもありますが、高鍋町の状況はいかがでしょうか。また、高鍋町の自治公民館へ加入することのメリットと、加入促進のための高鍋町の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。まず、自治公民館加入のメリットについ

てでございますが、地域コミュニティとしてのメリットは数多くございます。

昔から遠くの親戚よりも近くの他人と言われるけれども、最近よく取り上げられる事例ですと、全国的に多発しております風水害とか、地震などの災害時、あるいは防犯面において、近所の方と顔見知りであるということによって、いざというときの安心感、相互扶助といったメリットがあると考えられます。

それから、加入促進につきましては、現在、町民生活課で転入手続時にお配りしております資料の中に、公民館加入のパンフレットを同封するなどの加入促進対策を行っておるところでございます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。災害時の避難所運営などでも、地域のつながりがあるところと、ないところというのは違うという事例などもありますので、よろしく願いいたします。

また、若い世帯の方々が集まる場所や、イベントなどでの広報も考えられますので、新たな取り組みもよろしく願いいたします。

それでは、③番、今後目指す自治公民館像についてお伺いします。

これからの将来、地方は人口減少などにより、財政がだんだん厳しくなっていく、コミュニティの維持のためには、自治や自助、共助がとて大切になってきます。そのためには、若い世帯もさまざまな活動に参加し、自治公民館活動が活発になることは、イコール高鍋町の活性化にもつながっていくと思います。

そこで、今後10年後、20年後に向けて、高鍋町が目指す自治公民館像についてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。今後目指す自治公民館像ということでございますが、地域社会の抱える課題の対応において、自治公民館の取り組みが有効かつ不可欠であることは、これは間違いございません。ただ、今、おっしゃいましたように、急激な社会変化の中、望ましい自治公民館のあり方について、ここで即答するのは、なかなか難しいというのが率直なところでございます。

現在、高鍋町には84ございます、自治公民館がありますけれども、それぞれの地区において、それぞれの形で日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深めながら、さまざまな課題を協力して解決する、地域コミュニティの中心的存在として活動いただいているところであります。

ただ、一方では、地域の高齢化や、役員のなり手が減少していくなど、多くの課題を抱えているという実態もございます。その一方で、昨日、そしてきょうと、大きなテーマになっていますが、災害対応ですけれども、平成25年の災害対策基本法の改正において、地域コミュニティレベルでの防災活動に言及されるなど、近年多発している多くの災害、大規模な災害における公助、公助の限界というものが指摘され始めています。それととも

に、改めて自助、共助の重要性が強調されている状況であります。そのような状況の中で、今後将来に向けて、自治公民館が目指すものとして大切なのは、きずなづくりと担い手づくりではないかと考えております。

まずは、地域、地域それぞれの小さなコミュニティを大切にし、お互いの顔の見える関係づくり、きずなづくりです。に、取り組むことが肝要ではないかと考えております。そのことが防災や子ども、高齢者、見守り、支えにつながり、安全安心な暮らしにつながっていくはずであると考えております。

その際、重要なこととして、地区住民それぞれ、それぞれ地区住民それぞれの立場や状況の違いを互いに認め合いながら、無理のない範囲での活動を行う。また、参加できる雰囲気をつくることと考えております。そうすることで、若者を初めとする新たな次世代の担い手にバトンタッチすることができ、いわゆる担い手づくりにつながっていくということで、継続可能なコミュニティが確立できるのではないか、その可能性があるのではないかと考えています。

以上のような視点に立ちながら、関係各課と連携しながら行政として、各自治公民館にどのようなお手伝いができるか、検討していきたいと思っております。

改めて、町民憲章にうたわれております、歴史と文教に誇りと責任を持ち、美しい自然、厚い人情、強い連帯感の上に、健康で福祉豊かなまちづくりを進めるという高鍋町実現のためにも、自治公民館の重要性をいま一度再認識しながら、具体的に対応について検討を重ねてまいりたい、そう思っています。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。丁寧な御答弁ありがとうございました。只今の教育長のビジョンを実現するためにも、私も全力で活動してまいりたいと思います。

自治公民館への加入率低下も、人と人とのつながり、人と社会へのつながりの希薄化が大きな原因だと思います。自治公民館への未加入問題を解決するための特効薬はなく、非常に難しい問題かもしれません。

しかし、問題を解決することは、根っこが同じである、こうした深刻な社会問題を解決することにもつながっていくと思います。自治公民館は自分が住んでいる家の近所の人々の集まりで、一番身近な社会とのつながりです。お互い助け合える協働の町を目指す意味でも、多くの住民に参加していただける仕組みをつくり、時代に合った運営を行っていく必要があると思います。

それでは、続きまして、質問事項3番、キャリア教育についてお伺いいたします。

現在、若者の離職率なども社会問題になっていますが、子どもたちの一人一人の発達や、社会人、職業人としての自立を促す視点からも、これからキャリア教育はとても必要です。高鍋町も本年度の10月にキャリア教育支援センターを立ち上げ、取り組みを始めたところであると思いますが、①番、キャリア教育の必要性と具体的な取り組みについてお伺いします。

また、②番、今後実施予定の事業について、考えている取り組みなどありましたら、あわせてお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。キャリア教育の必要性と具体的な取り組みについてでございますが、議員の御指摘のとおり、文部科学省も、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろうさまざまな課題に、柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるような教育として、キャリア教育の必要性をとらえております。

一方、国がキャリア教育に取り組み始めた背景には、1990年代以降のニート、ニートを初めとする若者の就労問題等があったことから、これまで教育において、職業理解や職業選択を目的とした、そこになんまり限定した取り組みが多く見られたと、そういうのも事実であります。

先ほど申しましたように、変化の激しい社会の中で、みずからのキャリア、履歴、あるいは人生の節目、あるいは可能性といってもいいかと思えますけれども、そのキャリアを築く、準備教育というキャリア教育の本来の意味から考えて、夢というか、やりたいことだけではなく、自分のやれること、能力ですね、そして社会でやるべきこと、使命、そういう3つのやりたいこと、やれること、やるべきことという、3つの視点から進路を考えるべきだし、進路を考えるような指導をすべきであると、いうふうな指摘もございます。

今回、商工会議所内に、キャリア教育支援センターを設置いたしました。期待しておりますのは、本町はこれまで大切にしてきました藩校・明倫堂の教えを引き継ぎながら、生まれ育った地域やそこで働く人々を通して、現実社会を学ぶとともに、有名、無名の郷土の先達から、社会に貢献するということ学ぶことを期待しております。

このような経験として、児童そして生徒たちが、それぞれ各自、挑戦すべき答えを改めて見直すと、見つめ直す、そういう中で、自分たちが日々学んでいる学習の意義を再確認して、そして児童生徒それぞれに、これまで、そしてこれからの人生、キャリア、それについて考えを深め、行動し始めるようなプログラムになることを期待しております。

具体的には、取り組みでございますけれども、10月に、県内では4番目、町村では初めてのキャリア教育支援センターを、高鍋商工会議所内に開設し、専任コーディネーターを1名配置したところでございます。現在、小中学校等キャリア教育担当者会の開催、県内のキャリア教育支援センター等連絡協議会を本町で開催し、意見交換を行ったところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。今後の実施予定につきまして、取り組みの計画についてお答えしたいと思います。

今後の実施予定につきましては、キャリア教育の推進や支援センターの方向性等について

て協議する協議会の設置、それから町内外の企業への協力の依頼、それから広く町民の方にキャリア教育の重要性を周知しまして、町全体でキャリア教育に取り組む機運の醸成、こういったものを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。只今の答弁からもキャリア教育は、将来高鍋を背負っていくであろう子どもたちに必要である取り組みだと思えます。

そこで、今回キャリア教育の推進に当たり、ぜひ高鍋町でも取り組んでいただきたい取り組みがあり、今回、私から紹介と提案をさせていただきたいと思えます。少し説明が長くなりますが御了承ください。

その取り組みは、小学生の5、6年生を対象とした、ジュニアエコノミーカレッジという事業です。18年前に会津若松商工会議所青年部が始めた取り組みですが、その後、ジュニアエコノミーカレッジのプログラムを管理する組織として、平成23年にNPO法人を設立し、現在、全国で30以上の団体が実施を行う事業となっております。商工会議所青年部が中心となって運営を行っているところが多いようですが、中には、小学校が単独で、また教育委員会が主催して行っている地域もあります。

事業の目的は、子どもたちに商売を通じて、みずから決め、行動し、結果を出す体験をさせ、未来を担う人材を育成することで、品物を販売するだけの単なるお祭りではなく、商売体験を通じた起業教育プログラムです。

事業の内容は、小学校5、6年生が1チーム5名で模擬株式会社を設立し、出店計画、仕入れ、製造、販売、決算、納税まで、一連のサイクルを体験するプログラムです。資本金と借入金、最大2万円を元手に会社を経営します。国語や算数など、学校で学んでいることの意味や、社会、株式、税金、金利などの仕組みを学びます。この事業を通して、お客様に喜んでもらうこと、お金の大切さ、仕事とは社会に役に立つこと、チームワークの重要性など、たくさんのお話を学ぶことができます。

平成23年には、経産省のキャリア教育アワードにて、優秀賞も受賞している取り組みです。現在、学校では余りお金を稼ぐということには、触れることはないように思いますが、生きる力というのは、言いかえれば、稼ぐ力とも言えるわけで、これからの社会を生き抜いていく子どもたちは、アントレプレナー教育、アントレプレナーシップ教育、いわゆる起業家精神を養う教育も必要だと思います。

人生100年時代、今の小学生が大人になったとき、現在の約半分の仕事は人工知能やロボットに取ってかわられ、65%の人は今まだない職業につくとも言われている中、社会の変化に受け身で対応するのではなく、みずからの課題を発見し、他者と共同し、その解決を図り、新しい価値を創造することが求められています。現在、学校現場でもよく言われています、アクティブラーニング、主体的な学びです。

これから必要とされる多くの学びが、ジュニアエコノミーカレッジには詰まっていると

私は思いますし、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

そこで、お伺いします。事前に資料をお渡しして、読んでいただいていると思いますが、その取り組みについてどう思われますか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。御提供いただいた資料を読ませていただきました。資料だけの情報であります。今ありましたように、自分たちの町です。それから現実的なもの、フィールドに現実的な提案を進めていくという、ジュニアエコノミーカレッジプログラムというのは、子どもたちに学ぶことの意義を改めて感じさせる上でも、有効な教育内容ではないかと思いました。

さらには、子どもたちを見守りながら、自分たちの自己決定、そして一番重要なのは、その失敗を、子どもたちの失敗も大切にするという方針、これは現在なかなか実践が難しい、難しいだけに貴重な取り組みであると感じたところでございます。

ただ、一方で、非常に子どもたちは忙しいという状況の中で、指導を受ける子ども、そしてそれを準備する大人、特に、学校がそこに現在取り組む余裕があるかどうかなど、その実現に多くの課題があるのではないかという思いも抱きました。今後の指導内容を考える上で、参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。なかなか新しいことを始めるということは、大変だと思いますが、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

続きまして、③番、学校支援地域本部コーディネーターとの連携についてお伺いいたします。

これから高鍋町独自のキャリア教育を進めていく上で、キャリア教育支援センター、学校支援地域本部、それぞれのコーディネーターの連携が必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。学校支援地域本部、地域コーディネーターとの連携についてでございますが、これまでキャリア教育支援につきましては、学校支援地域本部事業における学習支援の一つとして実施をしておりました。学校支援地域本部、地域コーディネーターが各学校の窓口となって取り組んでおったわけですけれども、このような経緯があることから、小中学校とキャリア教育担当者会におきまして、議論をした上で、キャリア教育支援センターの設置後につきましても、従来どおり、地域コーディネーターが学校との窓口になって、支援センターと連携を図るというような取り組みにするということにしたところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ありがとうございます。私もその方法がベストだと思っております。

ます。ぜひ、密に連携をとっていただいて、高鍋町のキャリア教育を推進していただきたいと思ひます。

本日は、コミュニティ・スクール、自治公民館、キャリア教育について質問をさせていただきました。いいまちはいい学校を育てる、いい学校がいいまちをつくるというように、学校は地域づくりの一つの大きな核であると、私は思ひます。

地域でどのような子どもたちを育てていくのか、どのような地域をつくっていくのかというビジョンをつくり上げていくことがとても重要であり、ビジョンを共有した上で、協働による取り組みを重ね、大人も子どもも学び続ける社会をともにつくっていく必要があると思ひます。

私は理念に基づかない取り組みは長続きしないと思ひております。理念やビジョンを共有し、町民一人一人が当事者として、自分たちの力で地域をつくり上げていく、そんな志が集まる取り組みが高鍋町にあふれることを願ひまして、きょうは初めてということで、私個人の思ひが少し入り過ぎてしまひましたが、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで、古川誠議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時40分より再開いたします。

午後2時24分休憩

.....

午後2時38分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、1番、田中義基議員の質問を許します。

○1番（田中 義基君） 失礼します。1番の田中義基でございます。2日間にわたります一般質問、その2日目でございます。最後、ある歌番組では、ベテランの歌手が務められる役職でございますけれども、私、新人で、初めての一般質問をさせていただきます。お許しいただきたいと思ひます。この位置からの眺めといいますのは、前職のときに経験はしておるんですけども、立場が若干変わりましたものですから、見なれてはおったんですが、景色がちよつと違います。その分緊張しておりますんで、もしかすると言ひ間違いとか言葉遣ひ、間違いございましたら是非先輩諸氏の方、御指摘をいただければというふうに思ひております。

それでは、平成30年第4回議会定例会に当たり、通告書に従ひまして2項目について一般質問をさせていただきます。

内部的事務の内容についての質問となりますんで、よろしくお願ひしたいというふうに思ひております。

まず、31年度当初予算編成方針についてでございます。高鍋町の行政業務の運営上は、

12月のこの時期には既に新年度31年度でございますけれども、その予算に関して、町財政の状況周知のための数値や具体的な入力方法を記載した編成方針これを示して、その方針にのっとり、各課での入力作業が行われている最中かもしくはもう終わったのではないかというふうに思っております。そこから課内調整、それから財政経営課長、副町長、そして町長、それぞれの査定を得ながら予算作成までの工程を踏むことになると思っております。町長におかれましては、29年の2月に就任され、その年度、29年度は骨格予算からのスタートでの業務執行でしたけれども、30年度予算に関しましては、当初から自身の方針に基づいた予算編成をしてこられました。今、任期4年のほぼ半分を経過されつつありますけれども、前年度と今年度に施政方針をもとに執行してこられた業務のうち、成果を生み出した項目とそうでない項目を洗い出して、新たな課題を勘案された上で、今、次年度、31年度の政策事業を検討されているものと判断しております。その実施のためには必ずその新年度予算にしっかりと反映させていくことが絶対これ重要、必要だというふうに思っております。

そこで、1の昨年度、今年度と施政方針に基づき取り組まれてきた施策の達成状況を鑑みられた結果、新年度予算の編成方針の作成において、例えば財政部署、あるいは各課、予算編成方針について具体的にどのような指示をされたのか、お伺いしたいと思います。

②につきましては、発言者席からお尋ねいたします。

次に、2の会計年度任用職員制度についてでございますけれども、平成29年に地方公務員法の改正、同時に地方自治法も一部改正があったと思われまますけれども、この会計年度任用職員が創設されて、平成32年4月から制度導入がされると聞いております。高鍋町でも、これによって、これまでの臨時、それから非常勤職員制度、これの抜本的な見直しが要求されると思われまますけれども、そこで、①でございます。法改正によるこの制度導入の趣旨を町長はどう理解され、どう判断されているのかをお伺いいたします。

以下、②、③、④については発言者席からお尋ねさせていただきます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。まず平成31年度予算編成方針についてでございますが、就任以来これまで施政方針に基づく施策を進めてまいりました。平成31年度においても施政方針の根幹をなす第6次高鍋町総合計画前期基本計画に掲げられた施策を着実に進めてまいり所存でございます。

一方、将来の財政負担を見据えた行財政運営も重要であることから、平成31年度当初予算編成方針においては、選択と集中を基本に、持続可能な行政運営を念頭に置きつつ、前期基本計画に基づく施策を推進するための予算編成とするよう指示したところでございます。

次に、会計年度任用職員制度についてでございます。今般、住民ニーズが多種多様化する中、行政事務も多岐にわたり複雑化しているところでございますが、一方では、少子高齢化、人口減少が進んでおり、これに対応する正規職員を確保、増加させることは今後、



困難になるものと考えております。そのような中、正規職員を補完する臨時、非常勤職員の役割は大きく、地方行政の重要な担い手となっているところであります。現在、これらの職員の任用は、勤務条件等に関する取り扱いは各自治体によってまちまちであったことから、今般の法改正はその統一的な取り扱いを定め、臨時、非常勤職員の適切な運用を確保するものであります。制度導入後は、職務給、手当の支給、各種休暇の付与等により、労働条件の改善が図られる一方で、服務規律等整備することにより、地方公務員として責任の明確化が図られ、ひいては住民サービスの向上が図られるものと考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。お答えに選択と集中、それから前期計画に基づいてという御答弁でございました。実は質問が施政方針とか予算の内容とかについてではございませんでしたので、予算編成方針についてということになっていますから、当然そのようなお答えになるかなというふうには納得はしております。予算編成方針というものが町の基本計画、これに基づいた施策の推進のために、同じく作成している財政計画、これに沿った項目の額の予算要求をするべきことを基本としているということについても理解をしております。ですから、その方針の周知文書内容、つまり予算編成方針ですけれども個別の事案についての記述にまでは及ばないということも十分承知した上で、その2の新たな財政的対応、改めて財政的対応が必要となるかもしれない列記している個別の事項、これにつきまして、配慮した方針の内容の示し方がなされているかにつきまして、あえて、それぞれの項目での対応を十分考慮した予算の作成が必要であることを、編成方針のなかでも含ませておく必要があるのではないかといった思いからお伺いをさせていただきます。

例えば、まず消費税の増税についてでございますけれども、31年の10月に消費税が10%に引き上げられるということが決定しておるようでございますが、使用料及び手数料関係の見込みの計上などは歳入歳出での必要額の算出とか、システム対応人件費、こういったものも必要ですし、そういった諸経費関係も必要だろうと思います。それと、まだ不確定要素もあるようではございますけれども、国の事業として行われるかもしれない、駆け込み購入後の買い控え、これを防ぐという趣旨でのプレミアム商品券の発行、これについてですけれども、これは特に当町では先日、商工会議所さんから要望もあったようではございますが、その発行についての整合性、調整度、どう図るかといった判断の予算処置、これも必要になるかなと思っています。その場合に、3年前でしたか、商品券の発行いたしましたけれども、その際の総括を踏まえて検討する必要性とか、それらを考慮した予算処置が望まれるのではないかというふうに思っています。

それから次の保育園存続につきましても、さきの9月議会において、わかば保育園について、当面公立での存続を継続する旨が決定されたというふうに思っておりますが、ただ、公立のまま継続することを決めただけで、何も手当をしなければ、施設の維持管理というのは当然できませんので、その存続のための経費はどうするのかということも必要かと、考える必要があると。それと、これは自治体とは違う組織のことではありますけれども、県

域のJA構想、これは県内13のJAと中央会、経済連、信連など連合会、これが再編統合するという構想があると思うんですが、2023年の設立に向けて着手されたようです。それによりますと、13のJAはそれぞれ最初は地区本部になるようですけれども、うち幾つかはそのうち集約されると、つまりある地区本部はほかへ統合されるということになるというふうに聞いております。町長の施政方針には、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、元気な町になるとあります。その農畜産業を担う地域農家と密接につながった農協、高鍋町では児湯農協です。その児湯農協との間でこれまで構築されている連携事業とか農協経営の補助事業、先ほど13番議員がありましたけれども、農協の中でやっている補助関係、そういった事案、この構想が何らかの影響を与える、町のほうに影響を与えるんじゃないか、そういった予算処置が必要な事案が発生したりするんじゃないかと。この検討の上でも、予算の要求も必要になるやもしれません。それから、元号の変更、改元でございますけれども、これは今議会において、改元に関するシステム認定設定の手数料、等が補正計上されているようでございますので、既に検討材料としてしっかりと考慮されているものと判断できていますから、特段述べる必要ないと考えますが、以上、これらの点を考えました上で、どうお考えなのかを御答弁いただきたい。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。今お示しがあつた各事項に関する予算編成の内容についてでございますが、まず、消費税増税に関しましては、歳入、歳出ともに影響を及ぼすことから、適正に予算に反映するように依頼をしております。またプレミアム商品券についてでございますが、これについて個別の方針を示してはおりません。

次に、保育園に関しましては、保育園のみに特化した方針は示しておりませんが町が所有する施設について、老朽化の度合いでございますとか、緊急性を総合的に勘案し、計画的な予算計上を求めているところでございます。

次に県域JA構想に関してでございますが、平成31年度の本町の予算にどのような影響があるかも不明でございますので、特段具体的な方針は示していないところでございます。

最後でございますが、元号改正についてでございます。議員のおっしゃいましたとおり、各種システムの改修等が対象になりますので、早急な作業を必要とすることから、今回、本議会で提案をさせていただいています補正予算に計上をさせていただいているところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。結局、個別的な案件についての直接予算入力には各課でございますので、そこの判断にゆだねられているというのが本来ですから、この予算編成方針についてという質問事項への答弁をされるという意味からは、こういうお答えにならざるを得ないというふうに当然だというふうに思っております。ですが、その上で、ちょっと1点だけ気になりましたのが、回答に町施設維持の予算設定上での保育園での特化した

方針は示していないというふうにございましたけれども、現在のわかば保育園の施設環境はいったいどういうふうになっているのかというのを伺いしておきたいけれども、お答えいただけますか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。わかば保育園の施設環境ということでございますが、この施設は、昭和46年に新築をされました。ですから、築47年が経過をしております。施設全体としましては、経年によります老朽化が進んでおります。さらに、先のわかば保育園あり方検討委員会の中の答申におきまして、園児定員の120人に対しましてのスペースが狭いということ、それから機能面でも幾つかの課題が指摘をされているところでございます。その中でも特に給食調理室や園児・職員用のトイレについては老朽化が著しいというふうにござしているところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。わかば保育園あり方検討委員会でしたか、只今の内容がその答申にも記述されてあった項目だということですが、その施設の耐震診断、これは実施されたのでしょうか。であれば、その結果というものは、いかがだったのでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。昭和56年以前に建築をされました施設につきましては、耐震診断を実施するというふうになっているところなんですけれども、わかば保育園につきましては、平成22年、1月に実施済みでございます。その診断の結果についてですが、耐震の指標となるI s値が0.7ということで、国土交通省や文部科学省の基準値を満たしております、安全性は高いというふうにござ判断をされております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ちょっと再確認させてください。トイレと調理室に関しましては老朽化が著しいと。ただ、耐震診断では安全性は高いということで認識でよろしいですね。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。今議員のおっしゃったとおりでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。保育園という幼児の健全な成長を促す大変重要な施設でございます。当然トイレも調理室もでございますが、子どもたちの安全と健康を守っていくためにも、その施設の老朽化対策にはぜひしっかりと取り組んでいただいて、そのための予算処置にもしっかりとした配慮をしていただいて、手配もされるものだと信じております。31年度の当初予算編成方針についての質問でございました。ここで上げさせていただきました各個別項目等についての内容がそれぞれの査定においてしっかりと吟味されて、結果、それぞれどのように3月議会において示される、新年度予算に反映されるのか、こ

れについて確認できるのを楽しみにしております。

それでは、2番についてでございますけれども、なかなかすっきりと来ないところがありますが、改正法の中身につきまして、私なりの理解ですけれども、一般職の会計年度の任用職員の仕組みをつくって、任用制度やそれから服務規律です。国のほうはこの服務規律について特に重きを置いた改正だと。先ほども服務規律云々、それがひいてはというふうな話がありましたけれども、多分整備を図って、これまでのほとんどの臨時、非常勤職員をこの会計年度任用職員に任用してしまう。かつ、特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用要件というものを明らかにしまして、会計年度任用職員へ必要な移行を図っていく。あわせて会計年度任用職員については、パート任用でもフルタイム任用でもその職員には手当等の支給を可能にするものというふうに理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。議員のお見込みのとおりでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。特別職非常勤職員についてですけれども、これまで当町において条例でそう位置づけられていた職のうち、改正法の施行に伴って、特別職としては任用できない、できなくなる職、一般職である会計年度任用職に移行することになる職、これはどういう職なのか、その詳細をお教えいただきたい。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。現在特別職非常勤職員として任用しております職で今後会計年度任用職員となる職種につきましては、現在の職種を申し上げますと、一般事務パート職員、図書館長・歴史総合資料館長、美術館長、社会教育施設長、中央公民館・別館・体育館管理人、スポーツセンター管理人、社会教育指導員、教育研究所研究指導員、嘱託員である事務員、学芸員、保育士、看護師、調理師、管理栄養士、栄養士、町税等徴収員、消費生活相談員、危機管理専門員、外国語指導助手、学校非常勤職員、介護認定調査員、マイクロバス運転員等でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ここに、費用弁償に関する条例の別表1というのがあるんですけども、この別表の職のほうは半分くらいじゃないかなというふうに思いましたが、じゃあ、伺いますけれども、新たな特別職非常勤職員にはどんな職の方がつくのか、お教えいただけますでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。改正後も特別職非常勤職員として任用される職員につきましては、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及び、これらに準ずるものの職とされ、改正法におきましては、1つが専門的な知識、経験、または識見を有すること、2つ目に当該知識、経験等に基づき事務を行うこと、3つ目に事務の種類は、助言、調査、診断、または総務省令で定める事務であることの全ての要件に該当する職に限

定されたところであります。具体的には教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、民生委員、児童委員、農地利用最適化推進委員、選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人、開票立会人、学校評議員、スポーツ推進員、統計調査員、消防団員、介護認定審査会委員、外部評価委員会委員、西都児湯固定資産評価審査委員会委員、ほか審査会、審議会、調査会等の委員及び構成員等でございます。

○議長（青木 善明） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 1 番。なかなか今から区分分けなり、認定の仕方なりという難しくなりますね、大変だろうと思います。若干わかりづらい部分もございましたけれども、それでは、先に質問の③から伺うことになってしまいますけれども、制度導入前後に、町に採用されています、あるいはこれから採用されるであろう臨時非常勤職員の労働条件、これはこれまでとどう変化するのかを詳細に教えていただければと思いますけど。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。具体的な労働条件の方向性につきましては、現在、国県からも示されておらず、現在のところ未定であります。今後近隣市町村等とも意見交換を行いながら、歩調を合わせながら、制度設計のほうを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 1 番。まだ未定ということですが、既に概要として示されている一部書類等絡めた労働条件に係る法制度の中身についてちょっと細部について伺いますが、支給される、または支給してもよいことになるという諸手当の種別、これはどういったものになりますか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。全ての職員に支給されるわけではございませんが、現在のところ期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当等が挙げられております。また一定の条件を満たせば退職手当も支給されることとなっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1 番、田中義基議員。

○1 番（田中 義基君） 1 番。先ほどもちょっとお伺いしたんですけども、それは会計年度任用職員のフルもパートもということなんでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。※フルタイムとパート職員につきましては、手当のほうは分けられて支給されることになります。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午後 3 時 05 分休憩

.....

※後段に訂正あり

午後3時07分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 失礼しました。ちょっと私の答弁の仕方が不明確でありましたが、フルタイム、パートタイムにつきましては、先ほど申しあげました手当のほうを支給はされます。ただし、退職手当についてはフルタイムだけとなっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） それでは、現在採用されている人事評価制度、これ正職員の場合ですけれども、大変労力のいる制度だというふうに思っております。実際やらせてもらったときに、大変非常にきつい労力で行っていました。

この人事評価制度の対象にも会計年度任用職員が当たるっていうふうに聞いておりますけれども、これは本当なんでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 本改正後、会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同様、任期の長短にかかわらず、あるいはフルタイム、パートタイムにかかわらず、人事評価の対象となります。会計年度任用職員につきましては、任期ごとに客観的な能力の実証を行った上で任用することが求められます。再度の任用を行う場合の客観的な能力の実証に当たりまして、前の任期における人事評価結果を判断要素の一つとして活用することが考えられます。

このほか、人事評価結果を研修などの人材育成に活用することも想定されます。

具体的な人事評価の実施方法等につきましては、正規職員と比較しますと簡易的なものとなる予定でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） どなたが評価されるのかわかりませんが、簡易的なものになるということですので、少しは楽になるのかなという気がしております。

それから、その採用されている方の社会保険、労働保険、雇用保険、この適用はどう変化していくのかというのを教えていただけますか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 現在、加入要件に該当します臨時、非常勤職員におきましては、協会けんぽに加入をしております。

フルタイム勤務の場合につきましては、非常勤職員から会計年度任用職員になることによりまして、1年目は現在と同様に協会けんぽに加入しますが、再度の任用になった2年目以降につきましては、宮崎県市町村共済組合に加入することになります。

パートタイムの勤務の会計年度任用職員におきましても要件を満たせば協会けんぽに加入することになります。雇用保険につきましては、一定の要件を満たせば加入することと

なる予定でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） これまでの臨時非常勤で勤務しておられる方で、配偶者のいわゆる扶養になっておられる方、この方々にとっての大きな心配事なんですけれども、手当等の支給で収入がふえる。税上の社保加入上の扶養対象外となるのではないかという心配をもっておられます。その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） その点につきましては、そのことで応募を敬遠されたり、職員数の確保において大変懸念されるところでございますが、制度上、やむを得ないものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 応募を敬遠されるっていうのは非常に業務上、遂行上、なかなか難しいところがあります。考えなきゃいけないだろうなというふうに思います。それから、広く職員にとって働き方が大きく変わります、こういう新しい制度ではございますけれども、法施行が32年4月というのを踏まえますと、臨時非常勤職員の募集を31年度中に完了するとした場合に、早い時期に条例等の議会上程が必要になると思いますけれども、そのほかにも町民や希望者等に説明して広報する時間、こういったものを要すると思いますけれども、②の関連条例等の上程など、この制度の導入に伴うスケジュールはどう進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 導入スケジュールにつきましては、今年度中に制度周知を含めた職員研修を予定をしておるところでございます。職員組合との協議を経まして、平成31年9月議会での関連条例の上程を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 最後ですけれども、今後の動向で動きが変わるかとも思われますけれども、4番の制度導入によってどのような検討すべき問題の発生が今後予想されるのかと。それをどう対応されていくことになるのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 検討すべき問題につきましては、まず1番目が財政的な問題であろうというふうに考えております。職務給、手当の支給によりまして、人件費の総額が大幅に膨らむおそれがあることから、何らかの調整等が必要になってくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

また、先ほどの配偶者の扶養の範囲内での収入における勤務要望もあり、給料の額、

期末手当の支給月数、勤務日、勤務時間等の設定も懸案事項であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 結構、今から検討されるべき必要な事項っていうのが多いですね。御苦労であろうと思います。

私は、役場の仕事である町民の命と暮らし、権利を守る自治体の業務っていうものは恒常的で専門性が要求されるものだと思っておりますので、本来、臨時的で非常勤的な職員が担うことを想定したものではないんだというふうな認識をしていたんですけども、町長の登壇しての答弁にも、正規職員の確保増加は困難というふうにありましたように、現状を見てみますといわゆる臨時職員とか非正規職員の方に町民の暮らしに密着した業務の多くを担ってもらっているというのは現実でございます。そういうものを踏まえて、ここはしっかりちょっと確認をしておいていただきたいんですけども、先ほど答弁に人件費の膨らみについては何らかの調整が必要とかいう文言がございました。せめて、今回のこの会計年度任用職員の制度の導入が、予算上とか財政上の制約などを理由にして合理的な理由もなしに、本来勤務しているべき時間よりも特に短い勤務時間に設定されたりなどすることがないようにすべきだというふうに絶対に思っております。

また、これまでよりもより実質、労働時間が悪くなったりすることもなく、何よりも町民へのサービスがこれまで以上に低下してしまうことのないように、むしろ改善し、向上するようになるべきだと考えております。万全な対応をしていただくべきだと考えておりますので、今後の制度の状況と推移、これをしっかり見守らせてもらいたいと思います。

以上、2項目について質問させていただきましたけれども、やや表面的な質問に終始しまして、そのことを反省しながら私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（青木 善明） これで、田中義基議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問の全てを終わります。

---

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦労様でした。

午後3時15分散会

---